

今後の財源の在り方

<水道料金・下水道使用料制度について>

令和8年6月

(京都市上下水道事業審議会資料)

水道料金・下水道使用料体系



料金・使用料体系の現状・課題・今後の方向性

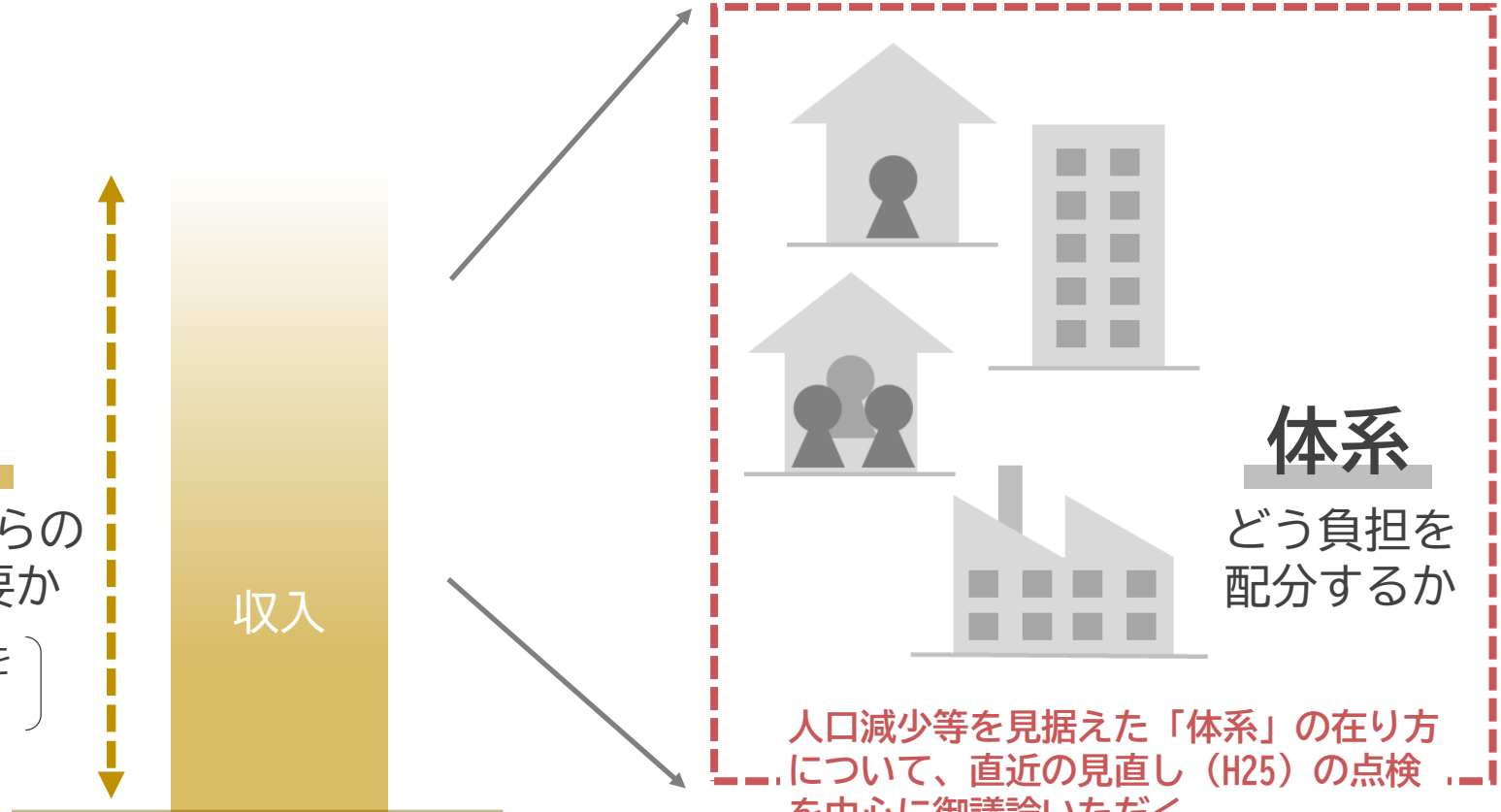


審議会で議論いただきたい事項



- ・ 料金・使用料は、「水準」と「体系」で決定される。

水準
合計でいくらの
収入が必要か
〔財政計画を
基に算定〕

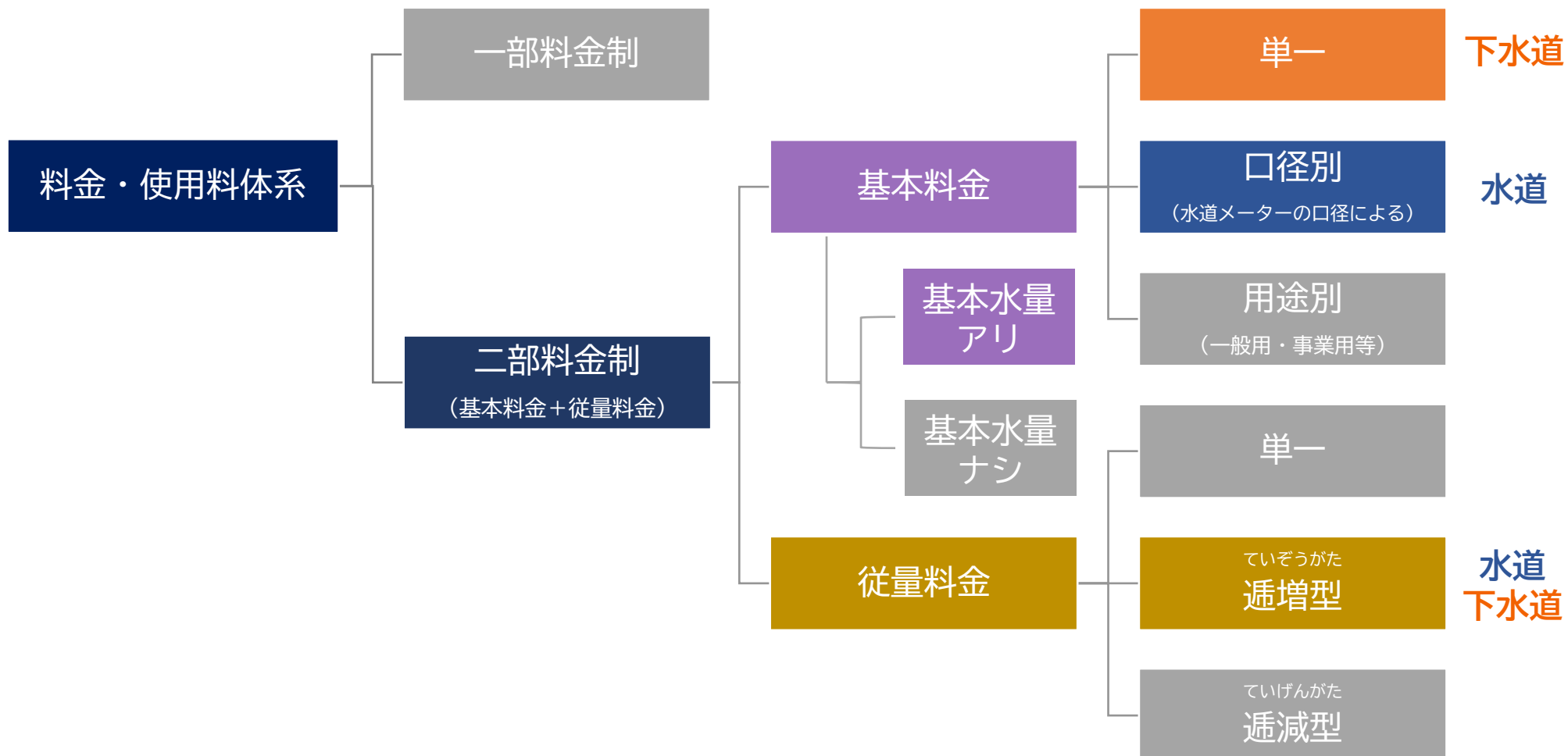


料金・使用料

水道料金・下水道使用料 体系



- 多くの上下水道事業者と同様に、二部料金制（基本料金＋従量料金）を採用
- 従量料金は、逦増型の料金設定



料金体系・料金表（平成25年10月～）

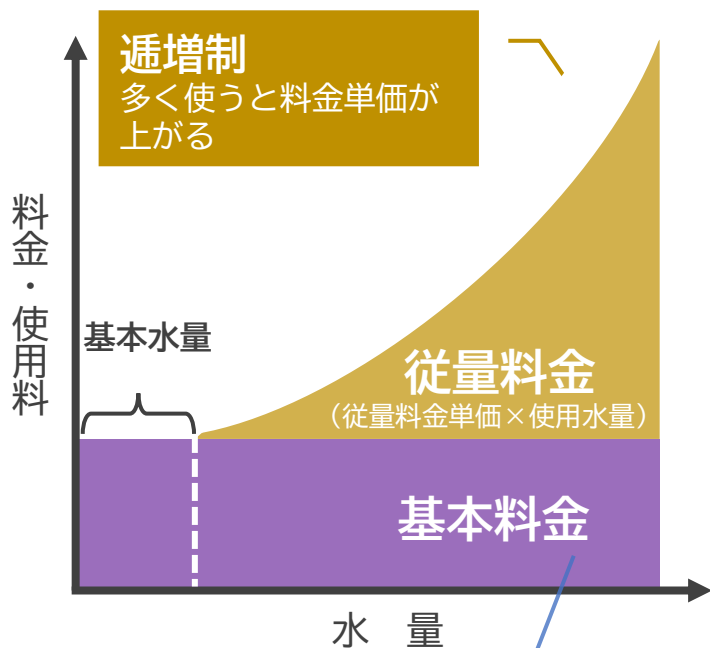


<本市の特徴>

- ・ 水道料金は、口径ごとに異なる基本水量を付与
- ・ 水道料金と下水道使用料の水量区画が同一
- ・ 小口径（φ13・20mm）の少量使用者（10^{m³}以下）に対して一定配慮した料金体系

料金・使用料の構造イメージ

※二部料金制（逓増型、基本水量あり）



水道料金は口径により基本料金と基本水量が異なる

水道料金

種別/口径	基本水量	基本料金	従量料金（基本水量を超える分の1 ^{m³} につき）									
			1 ^{m³} ～ 5 ^{m³}	6 ^{m³} ～ 10 ^{m³}	11 ^{m³} ～ 20 ^{m³}	21 ^{m³} ～ 30 ^{m³}	31 ^{m³} ～ 100 ^{m³}	101 ^{m³} ～ 200 ^{m³}	201 ^{m³} ～ 500 ^{m³}	501 ^{m³} ～ 5,000 ^{m³}	5,001 ^{m³} ～ ～	
一般用・公衆浴場業用	13・20mm	5 ^{m³} まで	920円		10円	177円	180円	208円	226円	243円	284円	326円
	25mm	10 ^{m³} まで	1,900円									
	40mm		2,780円									
	50mm	50 ^{m³} まで	18,300円									
	75mm	100 ^{m³} まで	35,910円									
	100mm	250 ^{m³} まで	71,600円									
	150mm	500 ^{m³} まで	134,260円									
	200mm	1,000 ^{m³} まで	281,520円									

水量区画

（公衆浴場業用 101^{m³}以上 39円）

基本水量の範囲内

基本水量
基本料金に含まれる水量

下水道使用料

種別	基本排水量	基本使用料	従量使用料（基本排水量を超える分の1 ^{m³} につき）									
			1 ^{m³} ～ 5 ^{m³}	6 ^{m³} ～ 10 ^{m³}	11 ^{m³} ～ 20 ^{m³}	21 ^{m³} ～ 30 ^{m³}	31 ^{m³} ～ 100 ^{m³}	101 ^{m³} ～ 200 ^{m³}	201 ^{m³} ～ 500 ^{m³}	501 ^{m³} ～ 5,000 ^{m³}	5,001 ^{m³} ～ ～	
一般用	5 ^{m³} まで	650円		10円	113円	116円	162円	183円	201円	213円	218円	
公衆浴場用						15円						

基本排水量の範囲内

(例) 口径20mm、2か月で30m³を使用した場合

⇒ 1か月あたり15m³

$$= \frac{920\text{円}}{\text{基本料金}} + \left(\frac{0\text{円}}{\text{(1~5m}^3\text{分)}} + \frac{10\text{円} \times 5\text{m}^3}{\text{(6~10m}^3\text{分)}} + \frac{177\text{円} \times 5\text{m}^3}{\text{(11~15m}^3\text{分)}} \right) = 1,855\text{円/月}$$

1,855円/月 × 2か月 = 3,710円 (税抜)

口径	基本水量	基本料金	従量料金(基本水量を超える分の1m ³ につき)								
			1m ³ ~ 5m ³	6m ³ ~ 10m ³	11m ³ ~ 20m ³	21m ³ ~ 30m ³	31m ³ ~ 100m ³	101m ³ ~ 200m ³	201m ³ ~ 500m ³	501m ³ ~ 5,000m ³	5,001m ³ ~
13・20mm	5m ³ まで	920円		10円	177円	180円	208円	226円	243円	284円	326円
25mm	10m ³ まで	1,900円									
40mm		2,780円									
50mm	50m ³ まで	18,300円									
75mm	100m ³ まで	35,910円									
100mm	250m ³ まで	71,600円									
150mm	500m ³ まで	134,260円									
200mm	1,000m ³ まで	281,520円									

基本料金

口径別

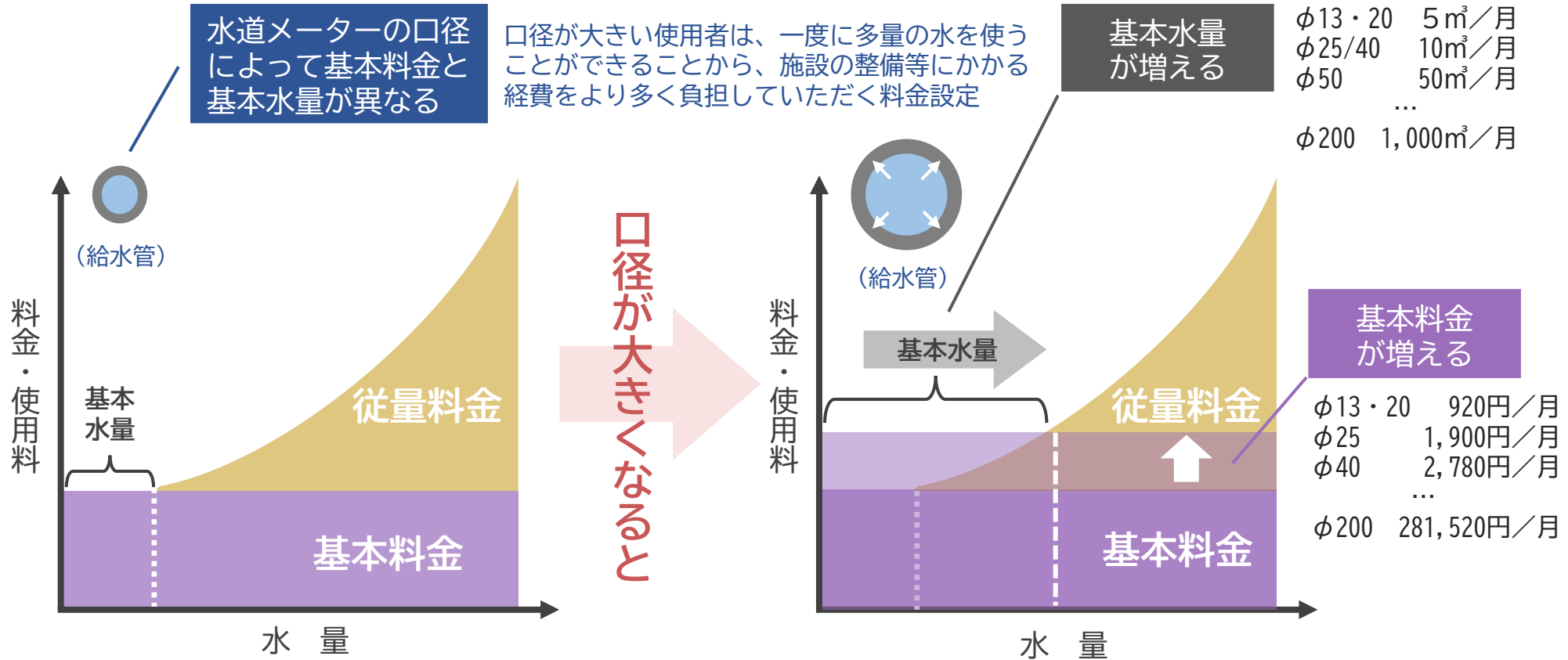
従量料金

逦増型

基本水量
(基本料金に含まれる水量)

アリ
(口径別)

水道料金体系



下水道使用料体系

(例) 2か月で30m³を使用した場合

(計算方法は水道料金と同様。)

1,265円/月×2か月 = **2,530円** (税抜)

水道と下水道を使用した場合、2か月 合計 **6,240円** (税抜)
 (20mm)

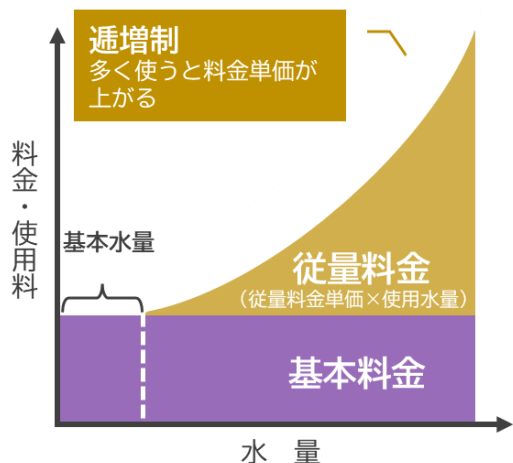
水道との違い

基本使用料・基本排水量が口径別ではない。

〔家庭から出る排水管の太さがほぼ一定であるなど、口径によって差を設けることが難しく、利用の度合い(排水量)に応じて公平に負担してもらうという考え方〕

料金・使用料の構造イメージ

※二部料金制(逓増型、基本水量あり)



基本料金

単一

種別	基本排水量	基本使用料	従量使用料(基本排水量を超える分の1m ³ につき)								
			1m ³ ~ 5m ³	6m ³ ~ 10m ³	11m ³ ~ 20m ³	21m ³ ~ 30m ³	31m ³ ~ 100m ³	101m ³ ~ 200m ³	201m ³ ~ 500m ³	501m ³ ~ 5,000m ³	5,001m ³ ~
一般用	5m ³ まで	650円	基本排水量の範囲内	10円	113円	116円	162円	183円	201円	213円	218円
公衆浴場用							15円				

基本排水量

(基本料金に含まれる排水量)

アリ

従量料金

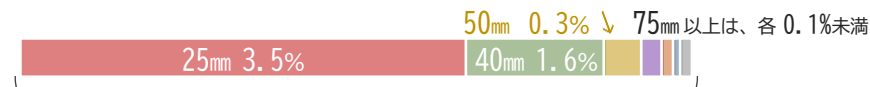
逓増型

使用者数・有収水量等（水道）

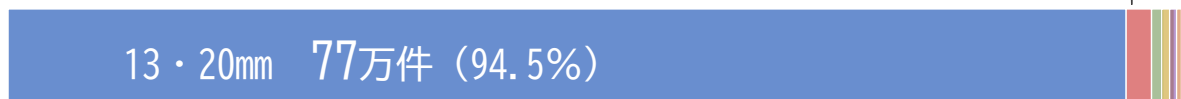


・ 水道の利用者数等の状況は、以下のとおり。

口径	13・20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
使用者	家庭用 事業用	家庭用 事業用	家庭用 事業用	事業用	事業用	事業用	事業用	事業用
月平均使用水量 (料金)	15m ³ (1,855円)	25m ³ (4,570円)	70m ³ (14,670円)	400m ³ (約9.9万円)	800m ³ (約21.7万円)	2,300m ³ (約64.4万円)	3,900m ³ (約110万円)	4,100m ³ (約116万円)



使用者数 **81** 万件



有収水量 **1.6** 億m³/年



料金収入 **268** 億円

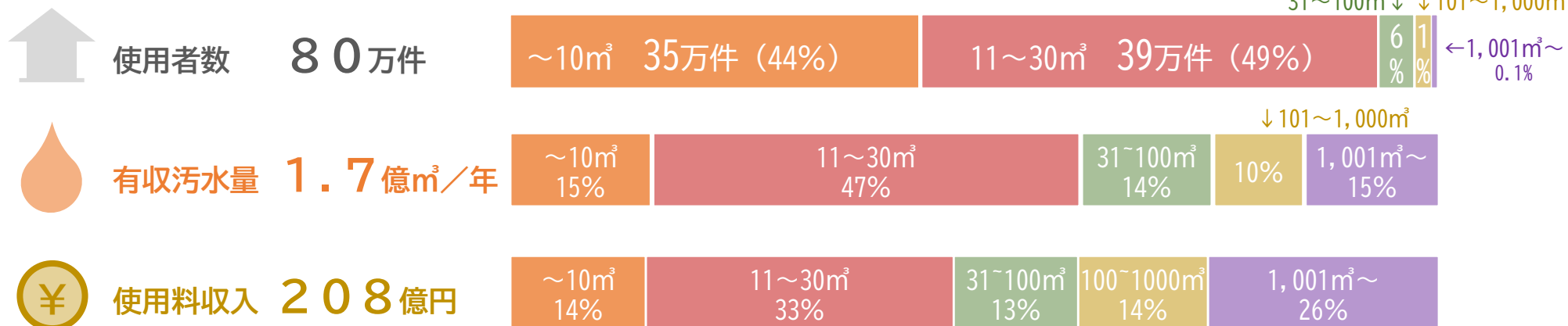


使用者数・有収汚水量等（下水道）



・ 下水道の利用者数等の状況は、以下のとおり。

排水量/月	~10 ^{m³}	11~30 ^{m³}	31~100 ^{m³}	101~1,000 ^{m³}	1,001 ^{m³} ~
使用者	家庭用 事業用	家庭用 事業用	家庭用 事業用	家庭用 事業用	事業用
使用料 (排水量)	700円 (10 ^{m³})	2,990円 (30 ^{m³})	8,100円 (100 ^{m³})	106,500円 (1,000 ^{m³})	852,000円 (5,000 ^{m³})

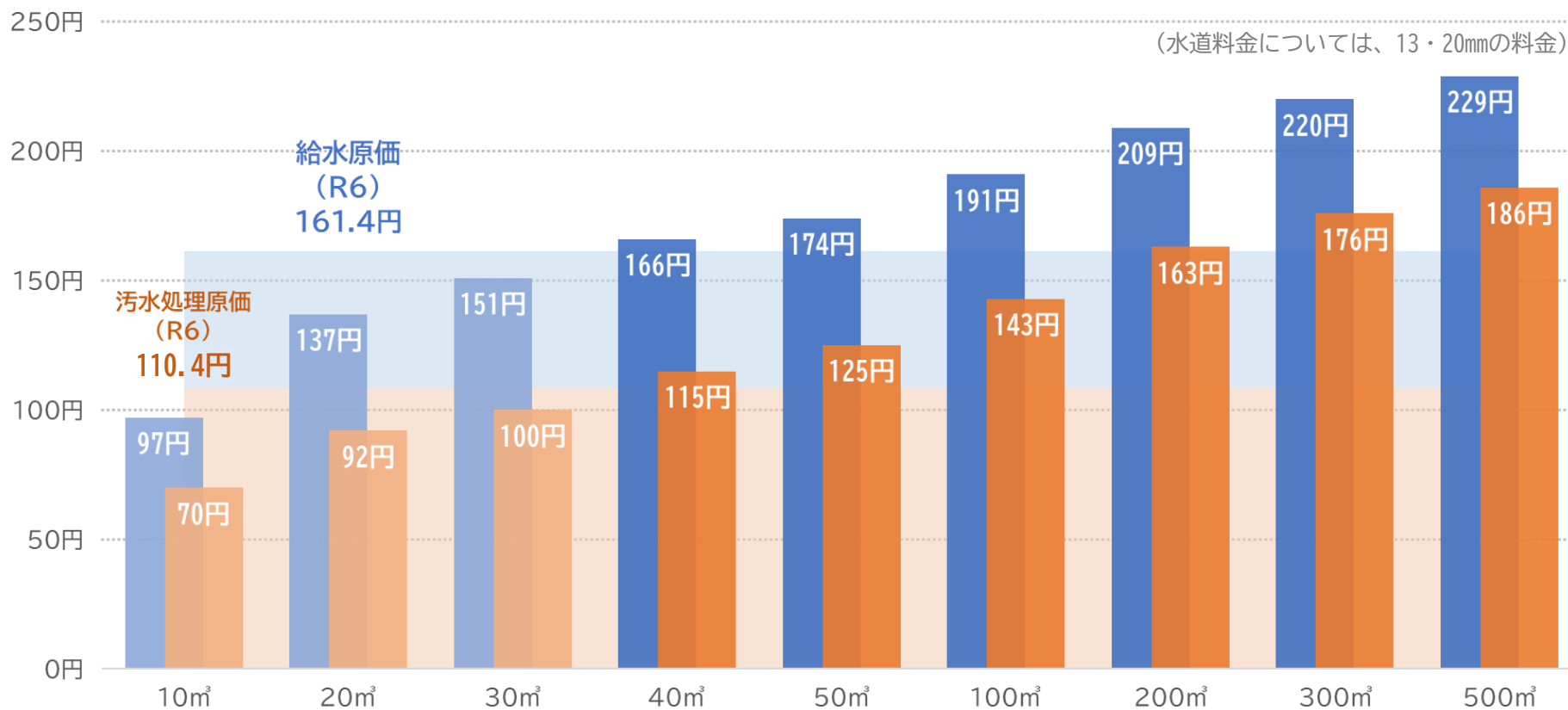


1m³あたりの水道料金・下水道使用料とその費用



- 少水量使用者の料金・使用料は、原価よりも低く設定されており、多水量使用者がその不足分を補っている（逡増型料金制度）。

1m³あたりの水道料金・下水道使用料とその費用

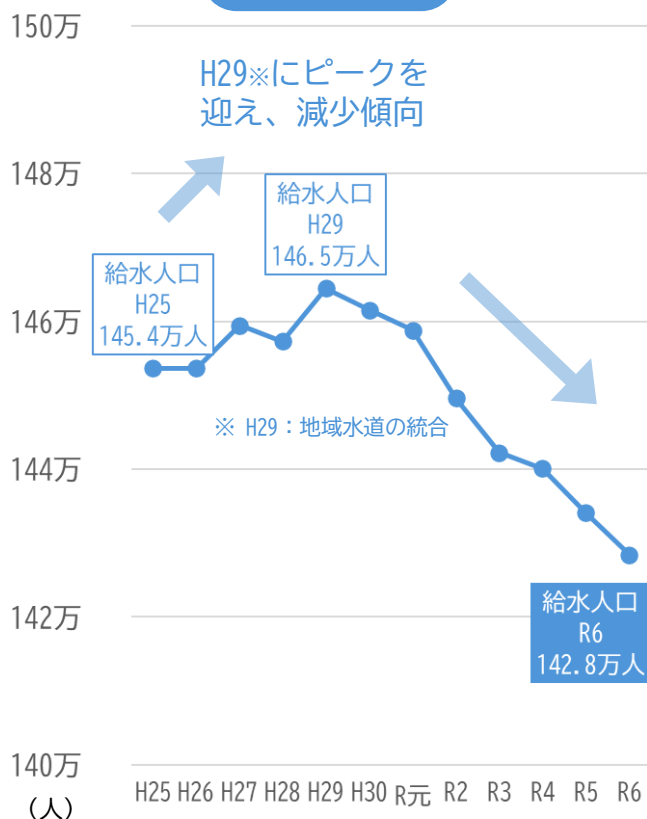


給水人口等の推移（水道）

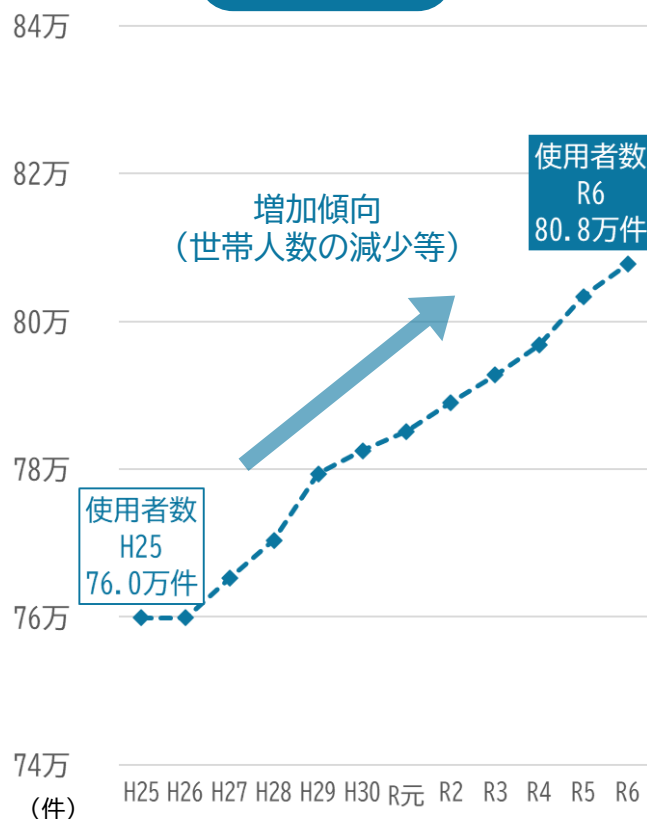


- 給水人口は、今後も減少していく見通しである一方で、使用者数は、世帯人数の減少等により当面は増加していく見通し（＝少水量利用者の増加）

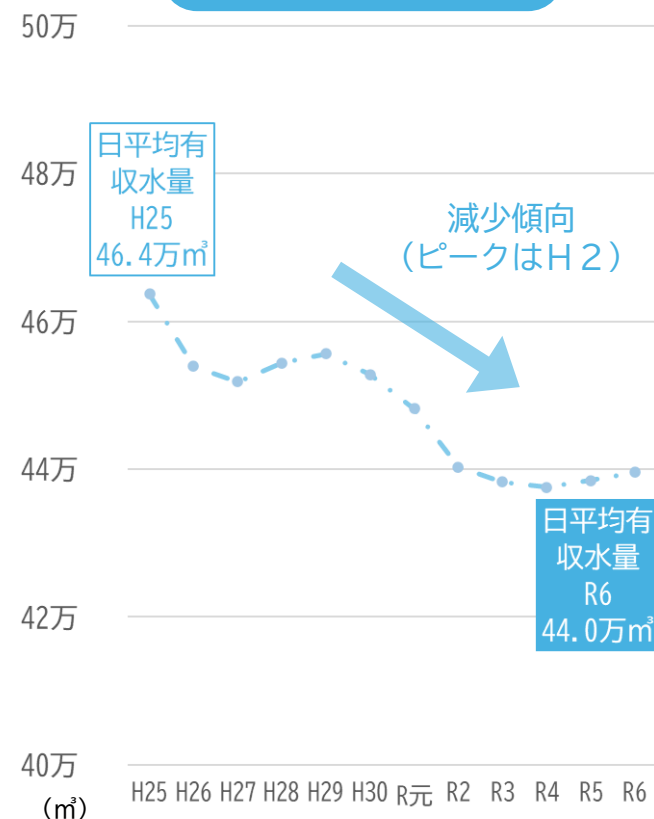
給水人口



使用者数



日平均有収水量

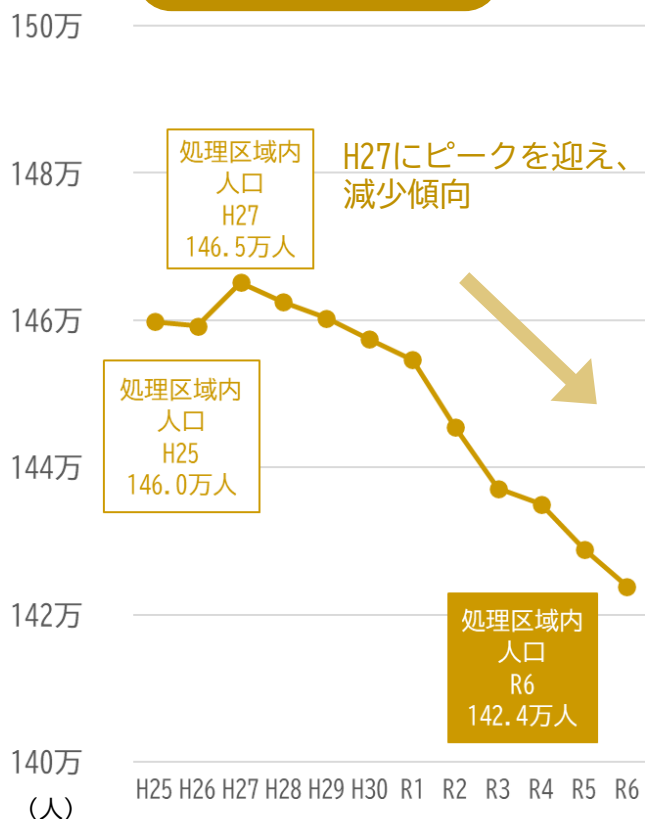


処理区域内人口等の推移（下水道）

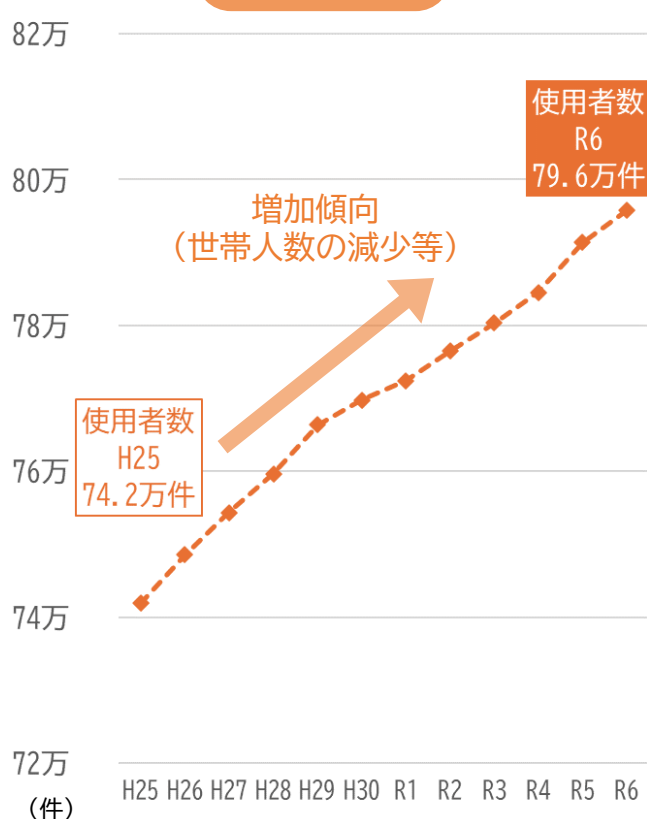


- 下水道の処理区域内人口は、水道と同様に今後も減少していく見通しである一方で、使用者数は、世帯人数の減少等により当面は増加していく見通し（＝少水量利用者の増加）

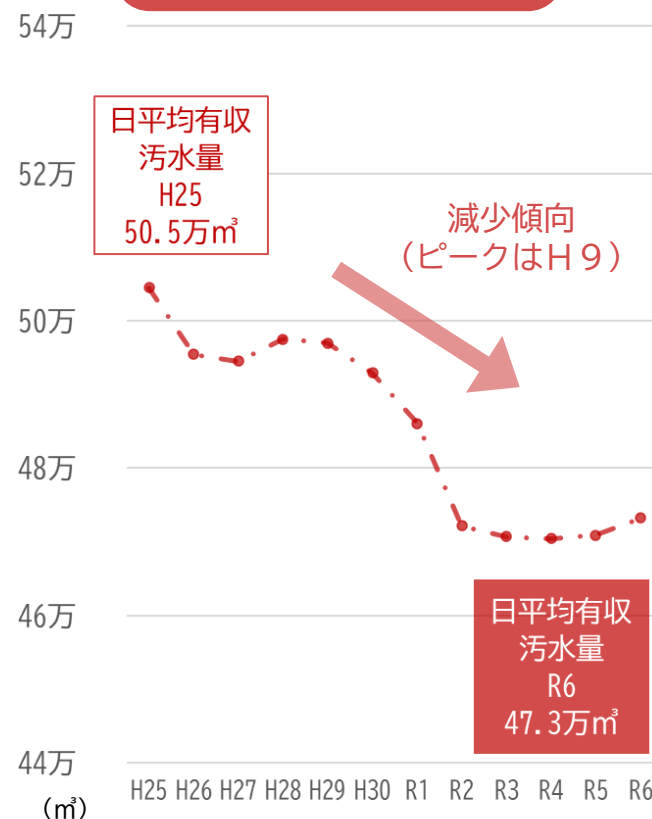
処理区内人口



使用者数



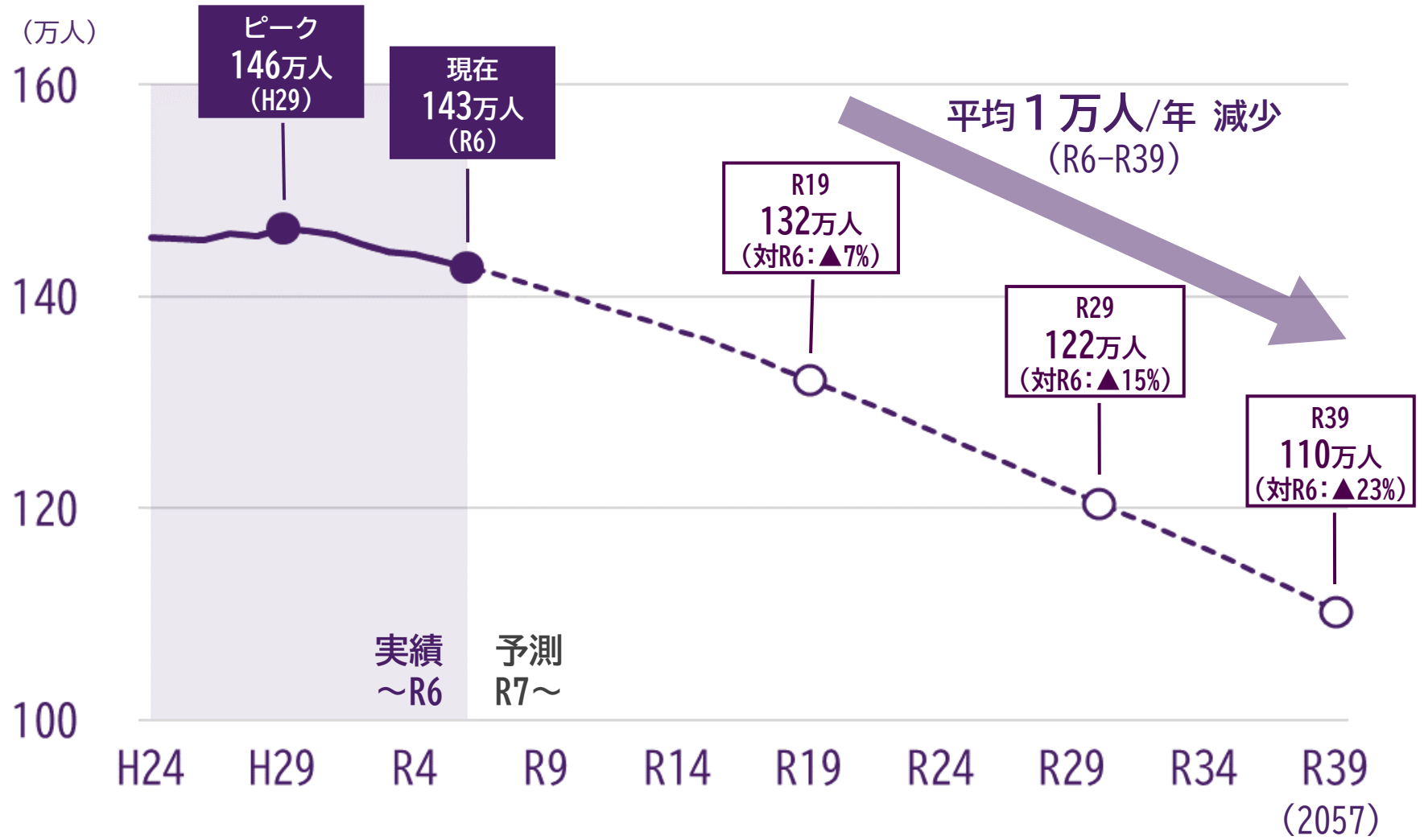
日平均有収汚水量



水需要予測（給水人口）

再掲
(第2回資料)

- 「給水人口」は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（令和5年推計）をもとに予測

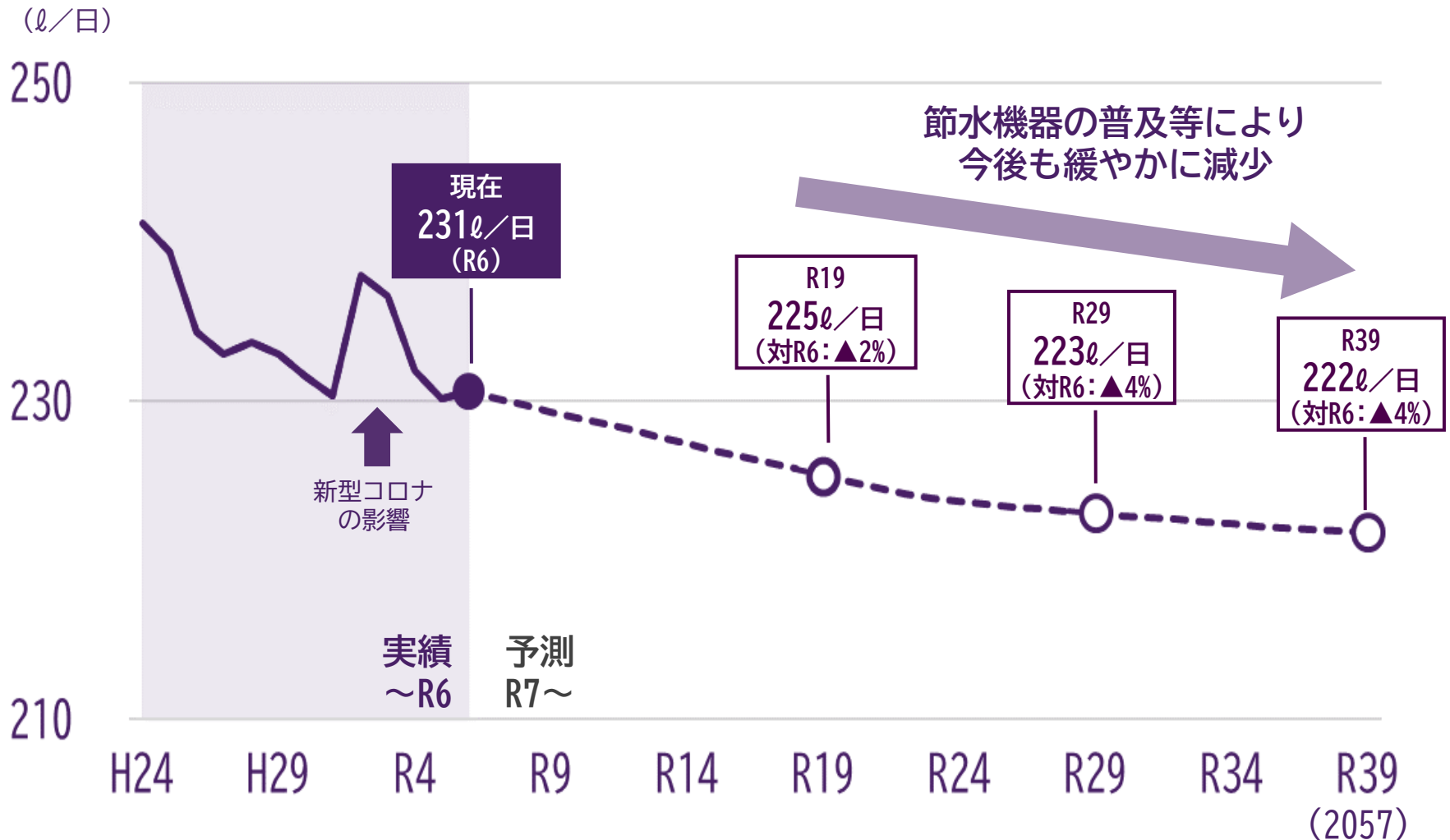


水需要予測（生活用原単位）

再掲
(第2回資料)



- 「生活用原単位」 … 1人が家庭にて使用する1日あたりの水量
- 生活様式の変化と平均世帯員数のトレンド変化を反映し、時系列予測で算出

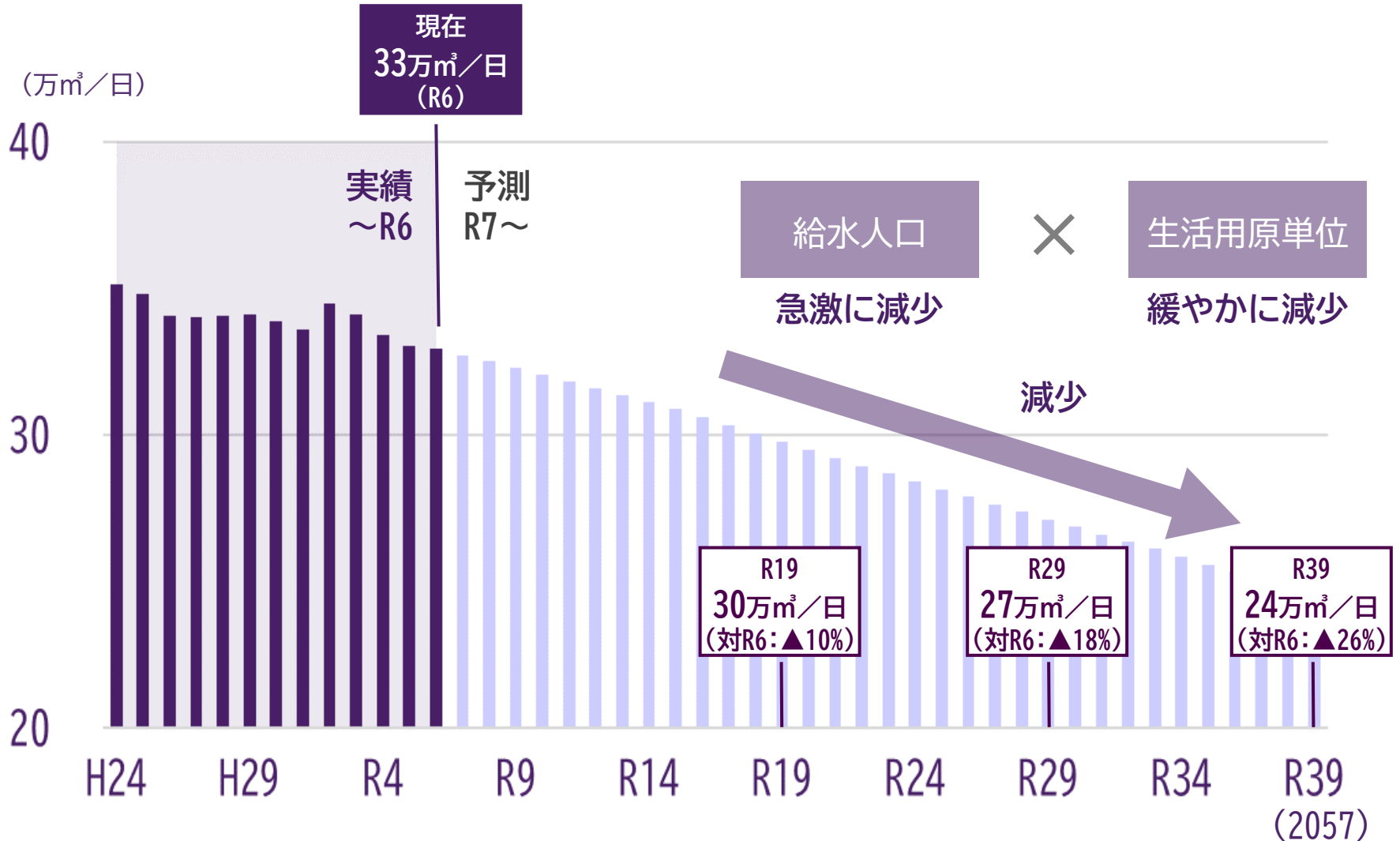


水需要予測（一般用）

再掲
(第2回資料)

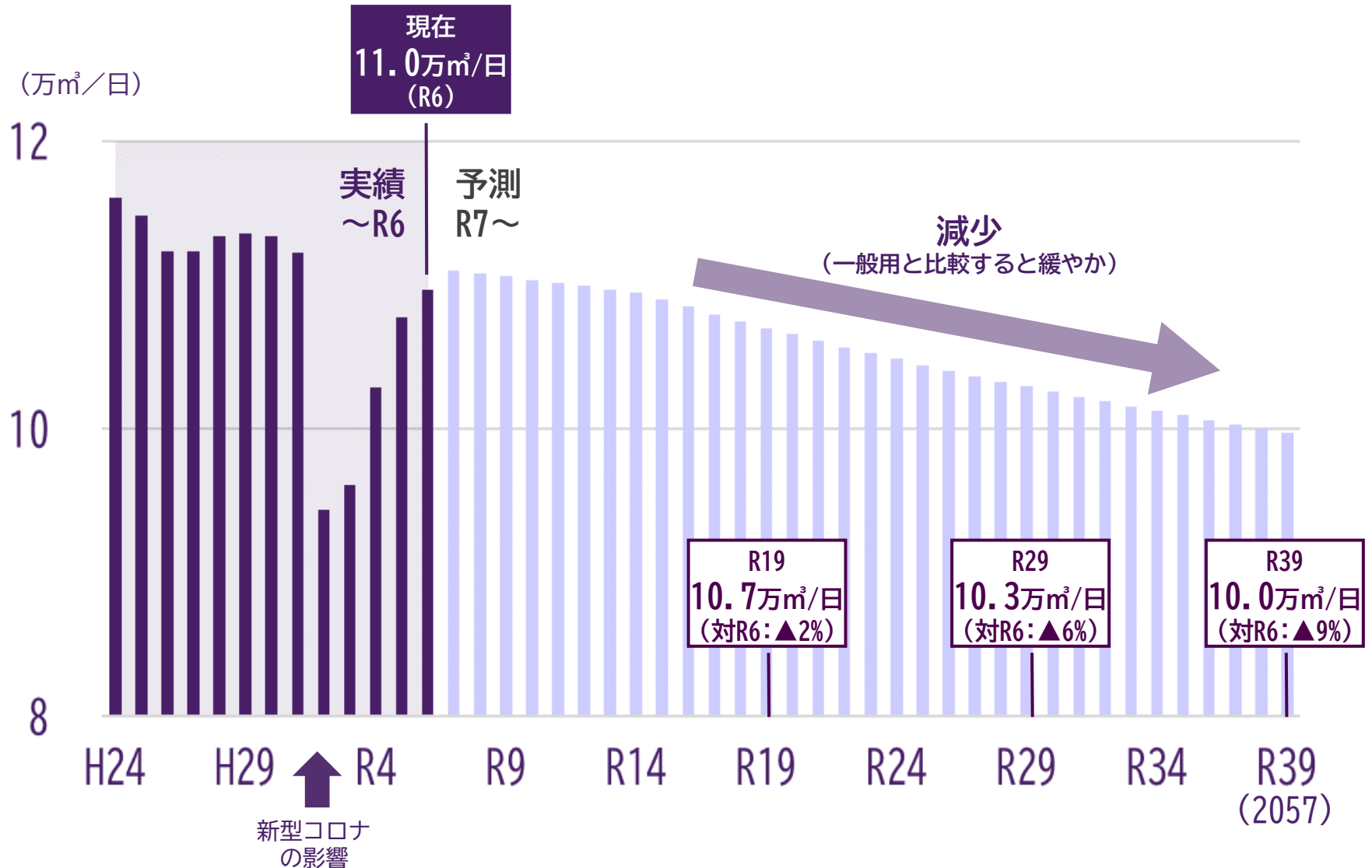


- 「給水人口」×「生活用原単位」で算出





- 「事業用」は、過去の傾向や現況を基に将来の見通しを予測



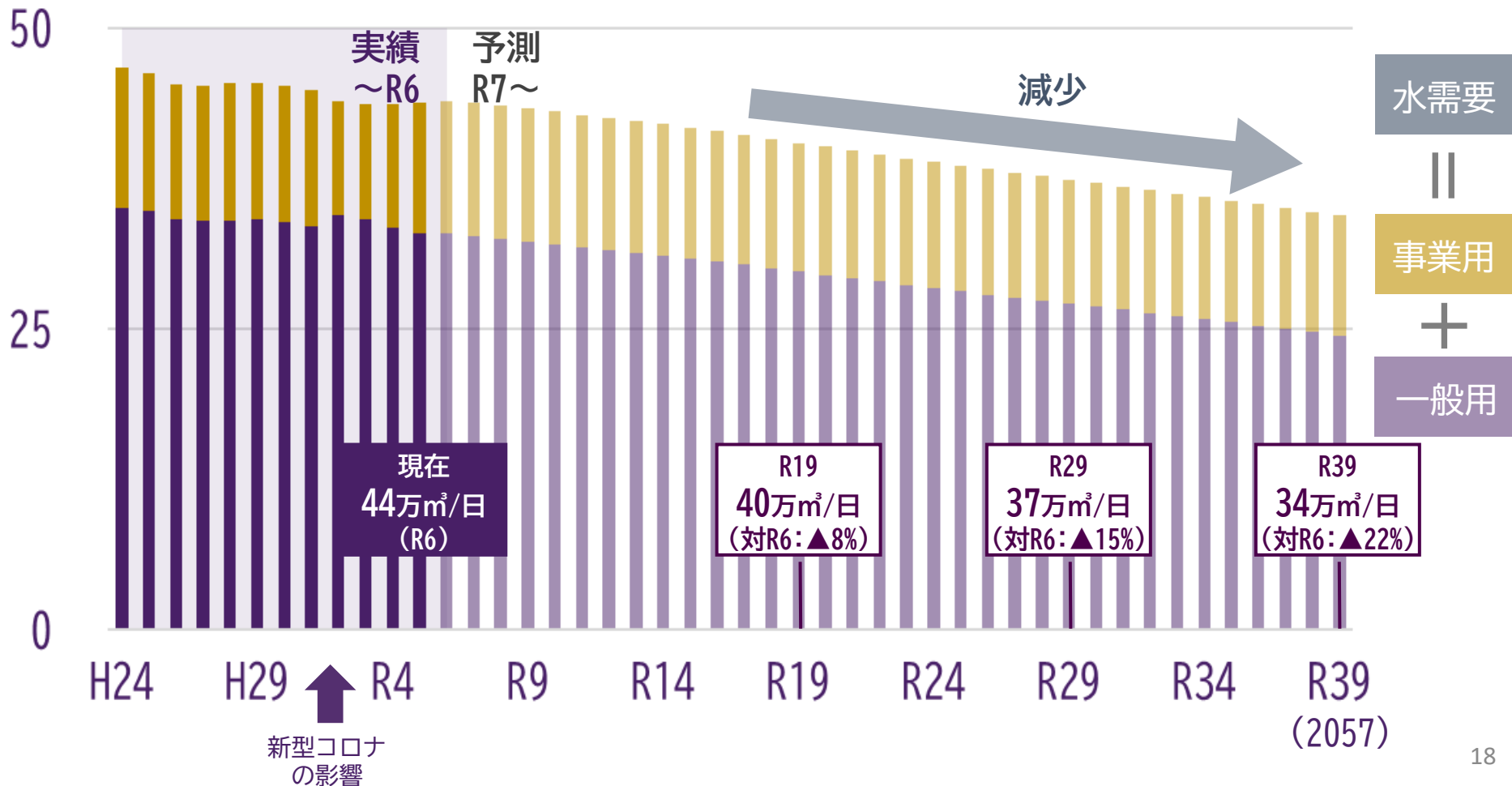
水需要予測（まとめ）

再掲
(第2回資料)



- 人口減少の影響を受ける「一般用」で大幅な減少が見込まれ、「事業用」を加えた有収水量は、令和6年度と比較して、令和19年度に▲8%、令和29年度に▲15%、令和39年度に▲22%減少する見通し




(万m³/日)



【参考】各種公共料金の料金体系（一般家庭）



・公共料金でも、それぞれ料金体系は異なり、事業の性質上、過去から以下のような体系が採用されている。
 （現在は、オール電化契約など特殊な料金体系も存在する。）

	水道 (京都市：口径20mm) 		電気 (関西電力：従量電灯A) 		ガス (大阪ガス：一般料金) 	
基本料金	920円		522.58円		~20m ³ /月の使用者 A料金	759.00円
					21~50m ³ /月の使用者 B料金	1,364.81円
					51~100m ³ /月の使用者 C料金	1,635.74円
					⋮	⋮
付与量	基本水量 5m ³		15kWh		なし	
従量料金	6~10m ³	10円/m ³	16~120kWh	20.21円/kWh	A料金の使用者	174.81円/m ³
	11~20m ³	177円/m ³	121~300kWh	25.61円/kWh	B料金の使用者	144.52円/m ³
	21~30m ³	180円/m ³	301kWh~	28.59円/kWh	C料金の使用者	139.10円/m ³
	31~100m ³	208円/m ³			⋮	⋮
	⋮	⋮			⋮	⋮
その他			上記のほか燃料費調整額や再生可能エネルギー発電促進賦課金が加算される。		従量料金は、原料費調整制度により毎月変更される。	

(税抜)

(税込)

(税込)

水道料金・下水道使用料体系



料金・使用料体系の現状・課題・今後の方向性



審議会で議論いただきたい事項

現行の料金・使用料体系について



- 「京都市上下水道料金制度審議委員会」(H23.9~H24.11、計7回実施)からの意見書を踏まえ、平成25年10月に現在の体系に見直した。

H23

(2011)

H24

(2012)

H25

(2013)

現在

上下水道の利用の仕方が大きく変化。
節水機器の普及や世帯人員の減少による基本水量以下の利用者の増加
地下水利用の拡大等による大口使用者の水道使用量の減少等

京都市上下水道料金制度審議委員会

左記のような、今日の社会状況等を踏まえた上下水道料金制度の在り方等について利用者や専門家において、計7回議論。

京都市上下水道料金制度の在り方等についての意見書

京都市上下水道料金制度審議委員会
平成24年11月

意見書
(H24.11)

意見書を踏まえて、約30年ぶりに「料金・使用料体系」を見直し(H25.10)

現行の料金・使用料体系

口径	基本水量	基本料金	従量料金(基本水量を超えた分の1m ³ につき)							
			1m ³ 以下	6m ³ ~10m ³	11m ³ ~20m ³	21m ³ ~30m ³	31m ³ ~100m ³	101m ³ ~200m ³	201m ³ ~500m ³	501m ³ ~1,000m ³
10~20mm	5m ³ まで	820円	10円	127円	180円	230円	250円	245円	284円	325円
25mm	5m ³ まで	1,310円								
40mm	10m ³ まで	2,780円								
50mm	10m ³ まで	38,310円						(公費込額適用 101m ³ 以上 50円)		
75mm	120m ³ まで	28,310円								
100mm	250m ³ まで	71,630円								
150mm	300m ³ まで	134,250円								
200mm	1,000m ³ まで	241,450円								

種別	基本排水量	基本使用料	従量使用料(基本排水量を超えた分の1m ³ につき)								
			1m ³ 以下	6m ³ ~10m ³	11m ³ ~20m ³	21m ³ ~30m ³	31m ³ ~100m ³	101m ³ ~200m ³	201m ³ ~500m ³	501m ³ ~1,000m ³	1,001m ³ 以上
一般用	5m ³ まで	650円	基本排水量に超過した場合は適用	10円	113円	166円	260円	283円	301円	318円	318円
公費込額用									15円		



- ・「京都市上下水道料金制度審議委員会」からの意見書（平成24年11月）で示された見直しの方向性は以下のとおり

項目	課題	見直しの方向性
① 基本水量	一般家庭の水道利用者では、基本水量（10m ³ /月）以下が約37%を占め、使用しない水量分も含めて基本料金を支払う形となっている利用者が増えている。	小口径において中長期的には廃止の方向性を考えつつ、当面は通過点として半分程度とするなど、一定の引下げを行うこと。
② 水量区画	小水量区画での利用者の増加、大水量区画での減少といった水需要の構造変化に対応できていない。	小水量区画は分割し、大水量区画は統合を行うこと。
③ 基本料金・基本使用料	固定費の多くを従量料金で回収しているため、水需要の減少により将来的な固定費回収に支障が出る懸念がある。	基本料金・基本使用料への固定費の配分割合を増加させること。
④ 逓増度	他都市と比べ、水道の逓増度がやや高く、下水道は非常に低い。水需要の構造変化に照らして見直しの検討が必要である。	他都市との比較を勘案し、水道は引き下げ、下水道は引き上げること。
⑤ 地下水利用専用水道	地下水利用専用水道を導入し、大口径の給水管を接続しながらも、水道水の使用が著しく少ない利用者の負担が、施設の整備と維持のために本来負担すべき額より少なく、不公平が生じている。	大口径の基本料金・水量を引き上げ、新たな基本水量制を導入し、併せて大水量区画の従量料金単価は引き下げること。負担金制度や個別需給給水契約制度等の検討を進めること。
⑥ 加入金	施設の更新財源として重要だが、その意義や位置付けの点検が必要である。	制度を継続するとともに、資産維持費と併せた検討を行うこと。



- 意見書を踏まえて、約30年ぶりに「料金・使用料体系」を見直し（平成25年10月）

京都市上下水道料金制度の
在り方等についての意見書

京都市上下水道料金制度審議委員会
平成24年11月



項目		見直し内容
①	基本水量	<ul style="list-style-type: none"> 小口径（13・20mm）の基本水量を「10m³/月」から「5m³/月」に引下げ 大口径（50～200mm）は口径の大きさに応じた基本水量を付与
②	水量区画	<ul style="list-style-type: none"> 小水量区画は分割、大水量区画は統合 水道・下水道で水量区画を統一
③	基本料金・基本使用料	<ul style="list-style-type: none"> 水道は口径による基本水量に応じて設定、下水道は引下げ
④	逡増度	<ul style="list-style-type: none"> 水道は引下げ、下水道は現行どおり
⑤	地下水利用専用水道	<ul style="list-style-type: none"> 基本料金の大幅な引上げ及び口径の大きさに応じた基本水量の付与、従量料金の最高単価の引下げ （H30には、水道施設維持負担金制度の運用を開始）
⑥	加入金	<ul style="list-style-type: none"> 制度を継続



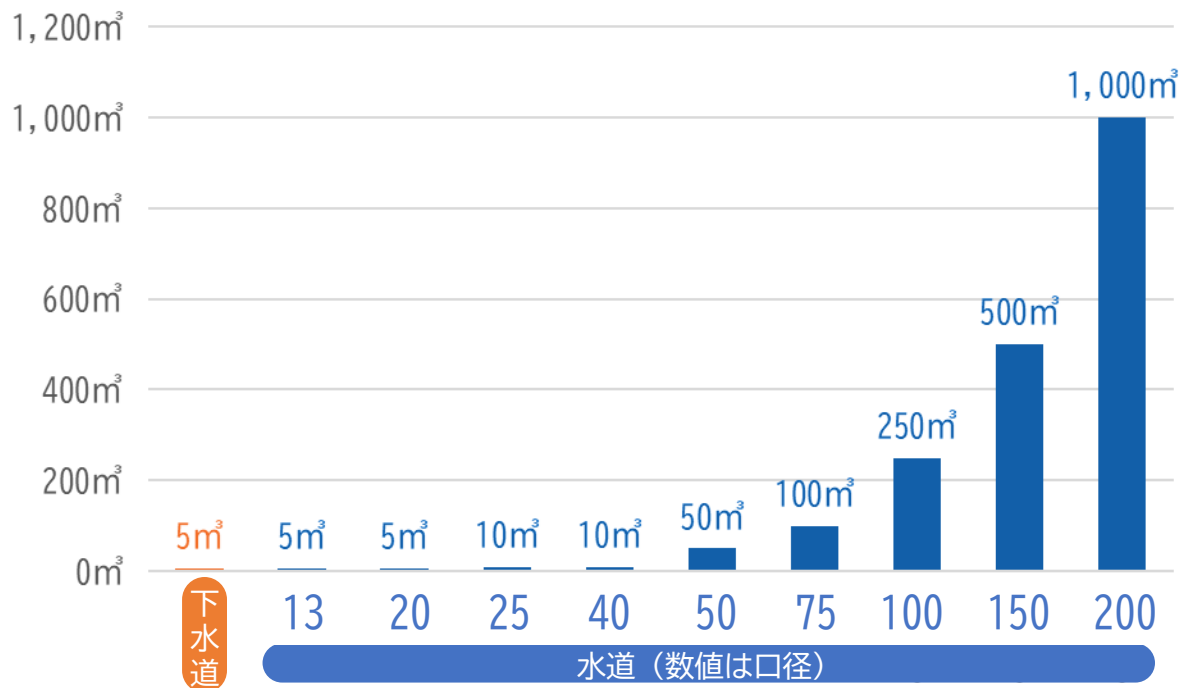
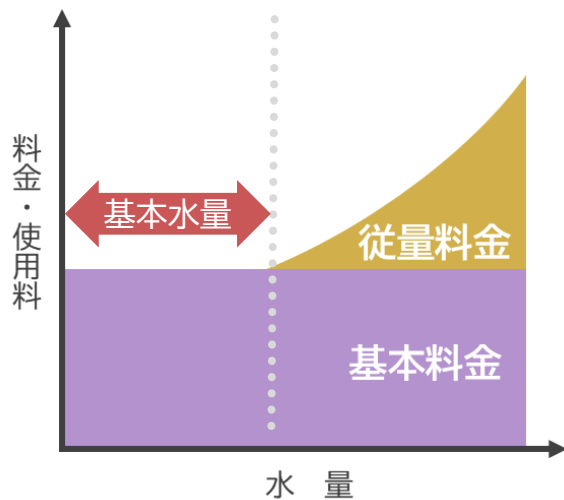
- 基本料金に含まれる一定水量のこと。
- この水量の範囲内では、使用水量に関係なく料金は定額となる。

水道 口径別に基本水量 (5~1,000m³/月) を設定 下水道 一律で5m³/月を設定

- 公衆衛生の向上の観点などから、生活上必要な水をお使いいただけるように設けられた制度
- 大口径では、施設維持コストの適正な負担の観点から、基本料金と基本水量を設定

基本水量 (1 か月)

本市の料金・使用料の構造イメージ



意見書

- 一般家庭の水道利用者では、基本水量（ 10m^3 /月）以下が約37%を占め、使用しない水量分も含めて基本料金を支払う形となっている利用者が増えている。
- 小口径において中長期的には廃止の方向性を考えつつ、当面は通過点として半分程度とするなど、一定の引下げを行うこと

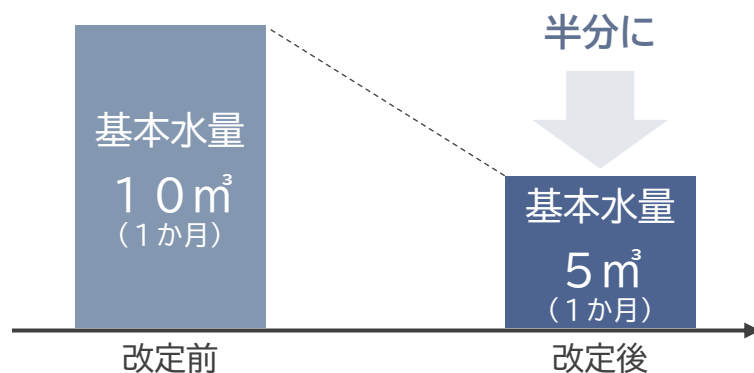
反映内容

水道 の13・20mm及び **下水道** の基本水量を「 10m^3 /月」から「 5m^3 /月」に引き下げた。

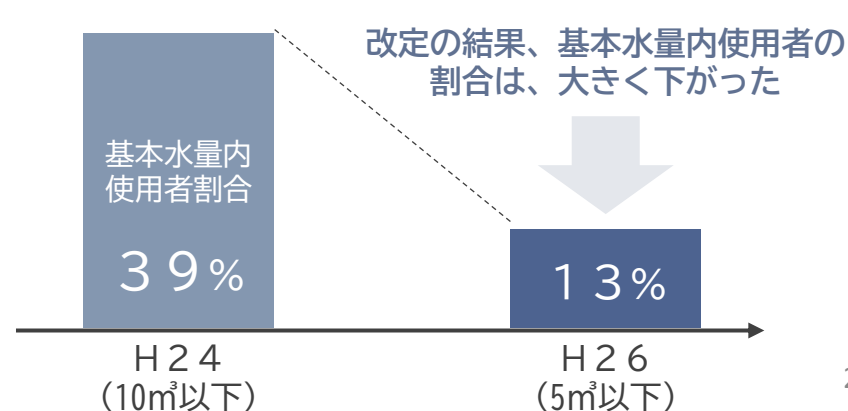
※ 大口径（50～200mm）は、口径の大きさに応じた基本水量を付与。

（地下水利用専用水道利用者と一般利用者の負担の公平性を図る目的で基本水量を追加。（詳細は、後述「地下水利用専用水道」p.44））

改定前後の基本水量の比較
 （水道：13・20mm・下水道）



基本水量内使用者割合の比較（水道：13・20mm）



現状・課題

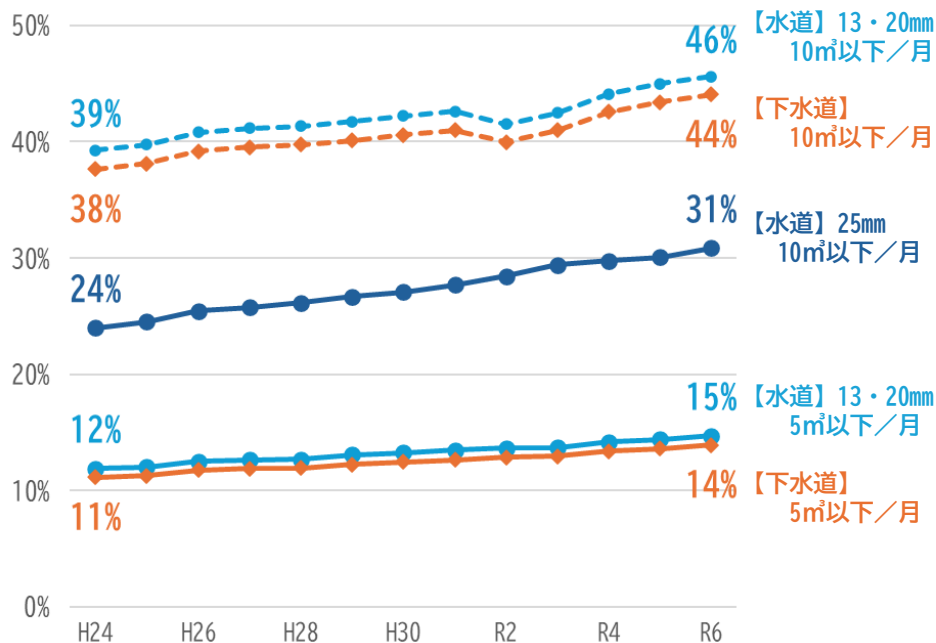
水道

- 13・20mmにおける基本水量内使用者（H25.10～：5m³）の割合は減少し、近年も微増に留まる。（H24:39% → H26:13% → R6:15%）
- 13・20mmにおける10m³以下の使用者は、増加傾向（H24:39% → R6:46%）。
- 25mmにおける基本水量内使用者（10m³以下）の割合が増加傾向（H24:24% → R6:31%）。

下水道

- 水道と同様に、10m³以下の使用者は増加傾向（H24:38% → R6:44%）。

小口径における少量使用者の割合の推移
 （口径等別）





・基本水量制導入の目的（公衆衛生の向上）は一定達成されていること、基本水量内使用者が増加していること等を踏まえ、他都市では基本水量を廃止・見直す傾向

大都市小口径料金表比較（水道：20mm）R8.1.1時点

	基本料金	1m ³	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³	7m ³	8m ³	9m ³	10m ³	11m ³	12m ³
基本水量アリ	東京都	1,170円	基本水量					22円			128円		
	京都市	920円	基本水量					10円			177円		
	神戸市	960円	基本水量					10円			165円		
	川崎市	530円	基本水量								95円		139円
	さいたま市	1,080円	基本水量								175円		
基本水量ナシ	札幌市	1,320円	基本水量								200円		
	仙台市	1,250円	80円								185円		
	静岡市	700円	60円								107円		
	新潟市	2,790円	46円								130円		
	浜松市	890円	46円								111円		
	堺市	650円	37円								122円		
	岡山市	1,280円	30円								148円		
	福岡市	1,330円	17円								155円		
	熊本市	1,240円	15円								135円		
	名古屋市	1,290円	10円								145円		
	大阪市	850円	10円								97円		
	北九州市	900円	10円								122円		
	広島市	810円	5円								106円		
	横浜市	845円	4円								48円		177円

基本水量をどうすべきか？

前回の検討の方向性を継続

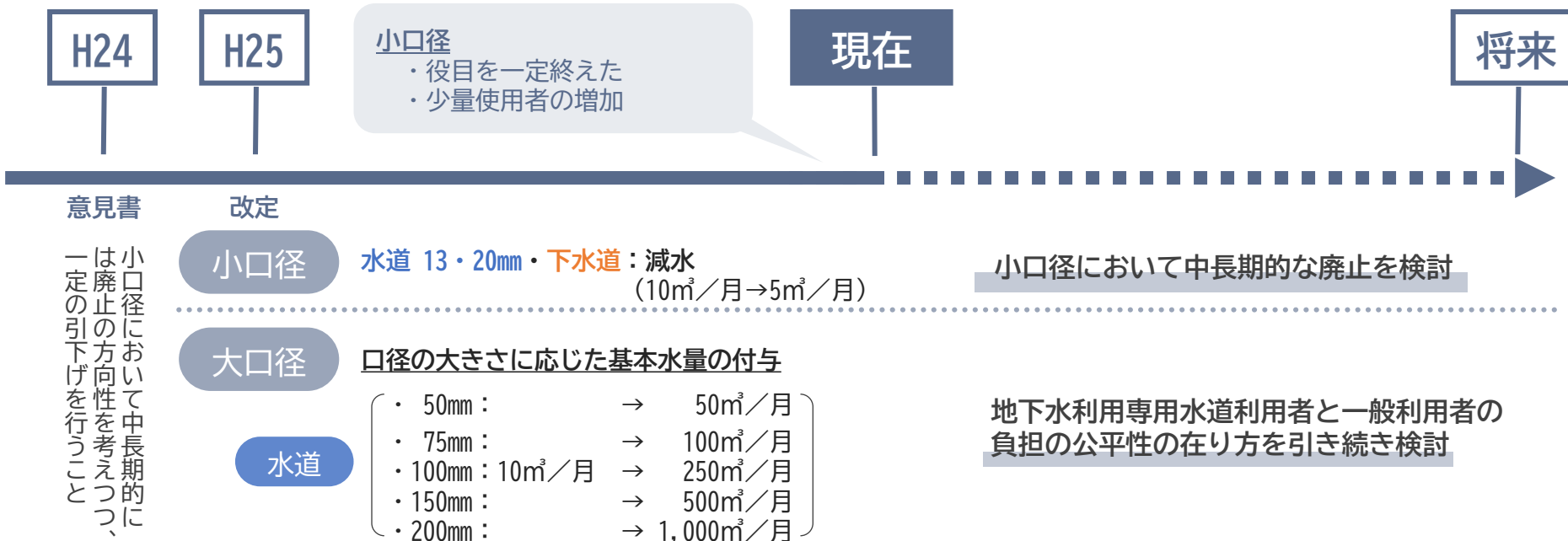
検討事項

- 小口径において中長期的な廃止を検討
- 大口径においては、地下水利用専用水道利用者と一般利用者の負担の公平性の在り方を引き続き検討 (p.44)

水道

下水道

- ※ 「水道料金算定要領」（日本水道協会）では、基本水量を付与しないことが原則とされている。
- ※ 「下水道使用料算定の基本的考え方」（日本下水道協会）では、各地方公共団体における生活排水の実態等を踏まえて検討する必要があるとされている。





- 生活用水への配慮、多量使用者への施設維持コストの負担等の考え方（逡増制）に基づき水量区画を設定。
- 本市の水量区画は、水道・下水道で統一（平成25年10月～）

1 m³あたりの従量料金・従量使用料

	1～ 5m ³	6～ 10m ³	11～ 20m ³	21～ 30m ³	31～ 100m ³	101～ 200m ³	201～ 500m ³	501～ 5,000m ³	5,001m ³ ～
水道	基本 水量	10円	177円	180円	208円	226円	243円	284円	326円
下水道	基本 水量	10円	113円	116円	162円	183円	201円	213円	218円

意見書

- 小水量区画での利用者の増加、大水量区画での減少といった水需要の構造変化に対応できていない。
- 小水量区画は分割し、大水量区画は統合を行うこと。

反映内容

【小水量区画】 水道・下水道の「11~30^{m³}」の区画を「11~20^{m³}」と「21~30^{m³}」に分割

【大水量区画】 **水道** は、「10,001^{m³}~」を「5,001~10,000^{m³}」と統合。

下水道 は、「501^{m³}~」を「501~5,000^{m³}」と「5,001^{m³}~」に分割。

水量区画の改定内容（1か月）

改定前
(水道)

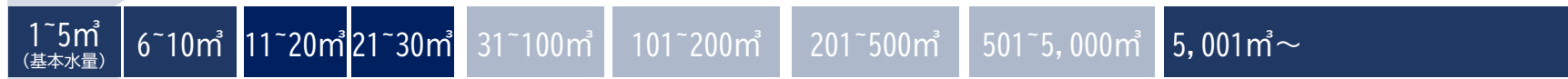


基本水量
引下げ

分割

統合

改定後
(水道・下水道)



基本水量
引下げ

分割

分割

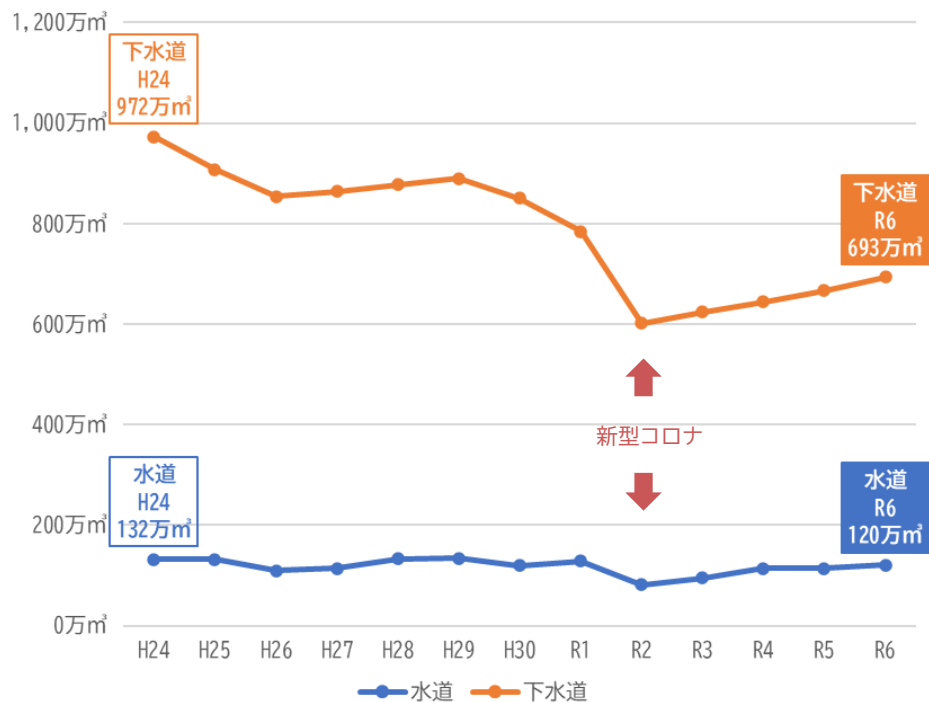
改定前
(下水道)



現状・課題

- 水需要の減少によって、大水量区画（5,001m³～）の使用水量も減少傾向にある。
- 最も高い従量単価が適用される設定水量が、大都市の中で大きい状況（水道では、最も大きい設定）
- 大水量区画は景気動向等の影響を受けやすいというえに料金単価が高いため、水量が減少時の減収幅が大きく、事業運営上のリスクとなっている。

最高単価の適用水量の推移



大都市比較 最高単価水量 (R8.1.1)

水道	下水道
大阪市	51m ³
仙台市、広島市	201m ³
名古屋市、新潟市、岡山市	301m ³ 名古屋市
さいたま市、千葉市、静岡市、浜松市、熊本市	501m ³ 新潟市
東京都、相模原市、堺市、札幌市、横浜市、川崎市、神戸市、北九州市、福岡市	1,001m ³ 東京都、相模原市、堺市、静岡市、岡山市、広島市
	2,001m ³ 千葉市、横浜市、神戸市、熊本市
京都市	5,001m³ 京都市、札幌市、さいたま市、川崎市、浜松市、大阪市、福岡市
	10,001m ³ 仙台市、北九州市

※ 用途によって異なる場合は、事業用。

水量区画をどうすべきか？

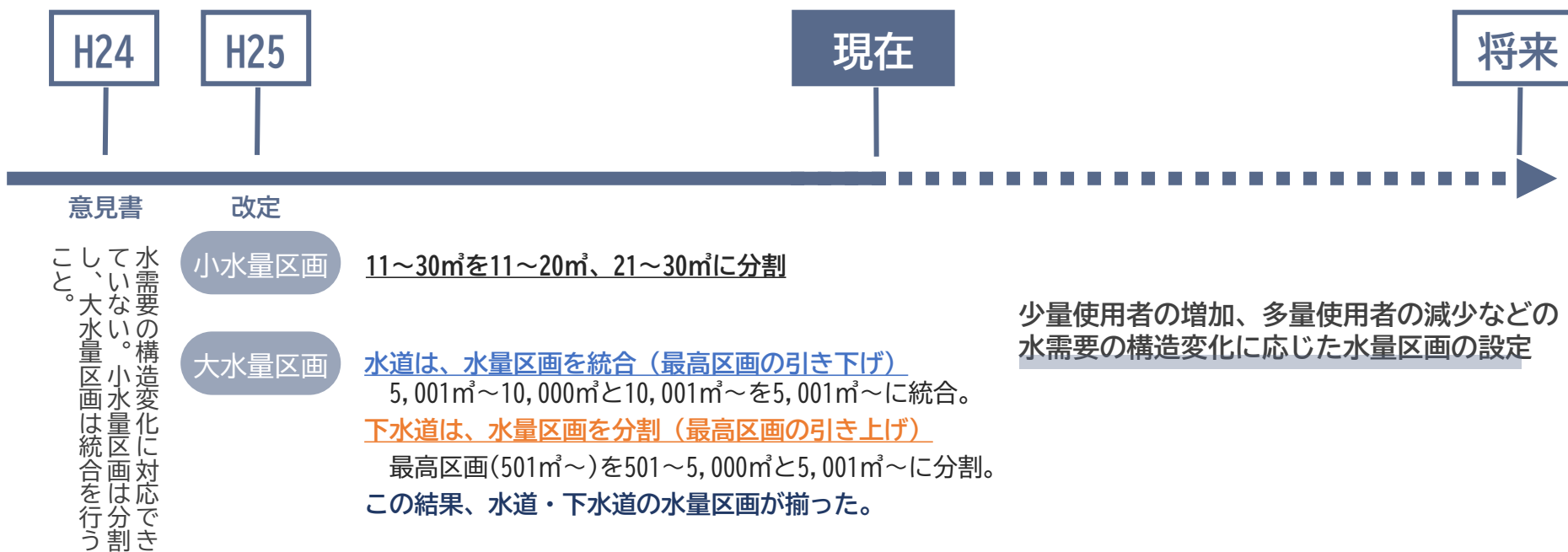
前回の検討の方向性を継続

検討事項

- 少量使用者の増加、多量使用者の減少などの水需要の構造変化に応じた水量区画の設定

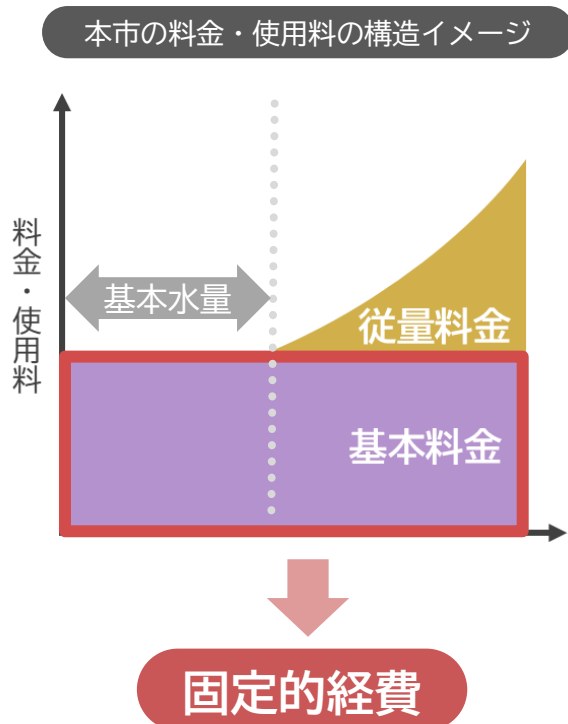
水道

下水道

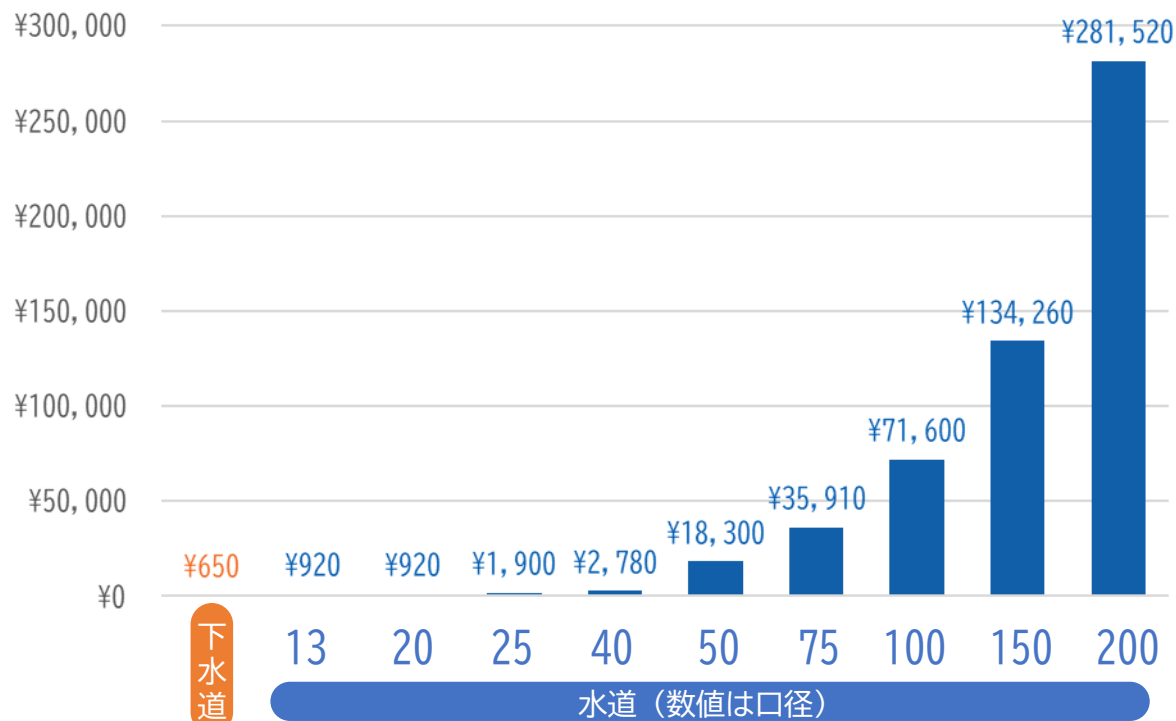




- 固定的に発生する経費に充てられる、使用水量の増減に関わらず、定額の料金・使用料
- 本市では、基本料金・使用料に「基本水量（前述）」を設定しており、その範囲内であれば使用水量に関わらず定額（水道料金は口径別）

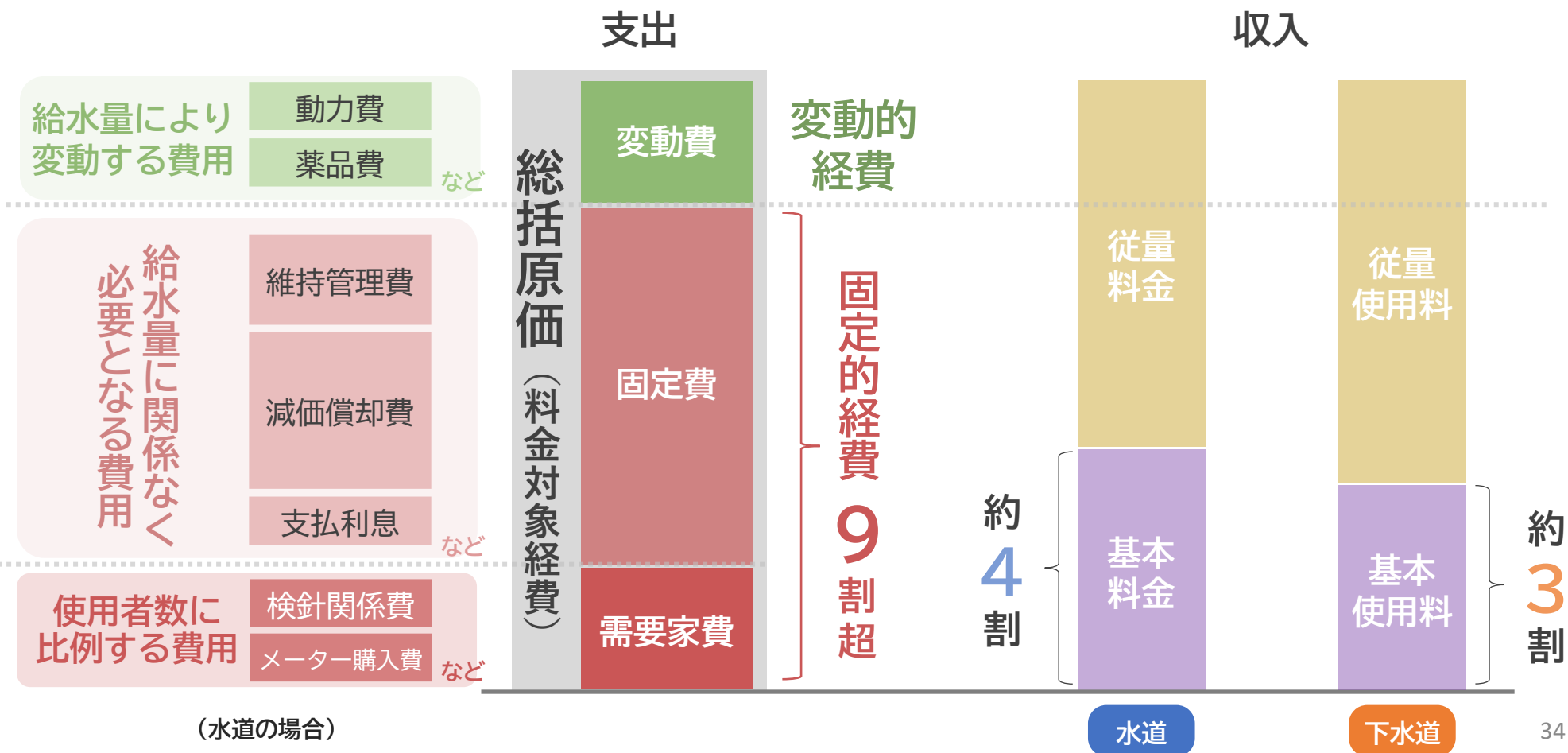


基本料金・基本使用料（1か月・税抜）





- 巨大な装置産業である水道・下水道事業は、経費の大半が固定的経費であり、安定的な事業運営を行うためには、固定的経費を基本料金で賄うことが望ましいとされているものの、生活用水への配慮等の観点から、従量料金でその多くを賄っている。



意見書

- 固定費の多くを従量料金で回収しているため、水需要の減少により将来的な固定費回収に支障が出る懸念がある。
- 基本料金・基本使用料への固定費の配分割合を増加させること。

反映内容

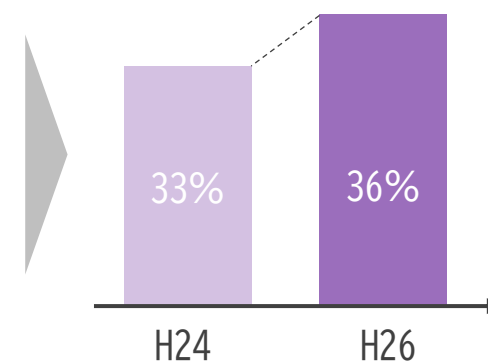
- 水道料金の基本料金を引き上げた。
- 下水道使用料は、減額改定であったため、基本使用料を引き下げた。

改定前後の基本料金の比較（水道）

円（税抜・1か月）

	13・20	25	40	50	75	100	150	200
改定前 基本料金	870	1,690	2,470	9,250	15,470			
改定後 基本料金	920 (5㎡)	1,900 (10㎡)	2,780 (10㎡)	18,300 (50㎡)	35,910 (100㎡)	71,600 (250㎡)	134,260 (500㎡)	281,520 (1,000㎡)

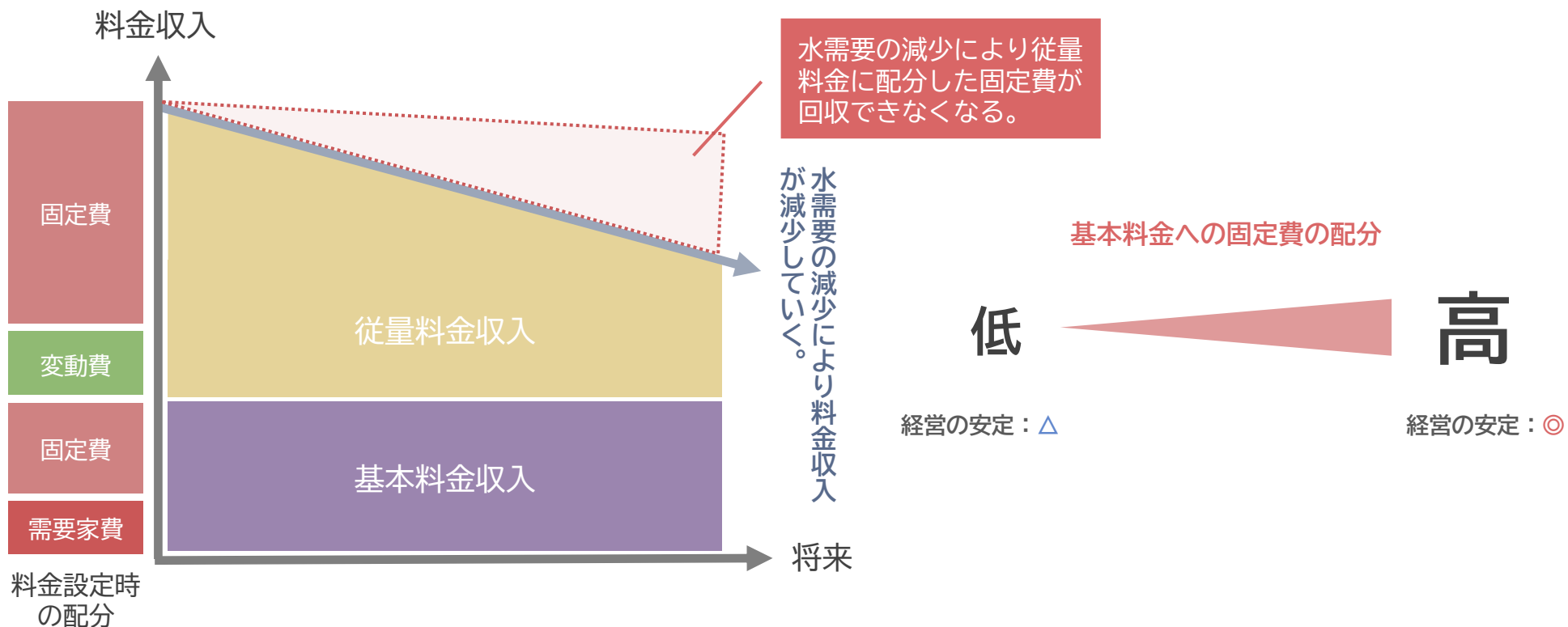
基本料金収入割合の比較（水道）



() 内の数値は、1か月の基本水量
 改定前の基本水量は、一律10㎡

現状・課題

- 水需要の減少に伴い従量料金収入が減少しており、同料金に配分された固定費の回収が困難となる。



基本料金をどうすべきか？

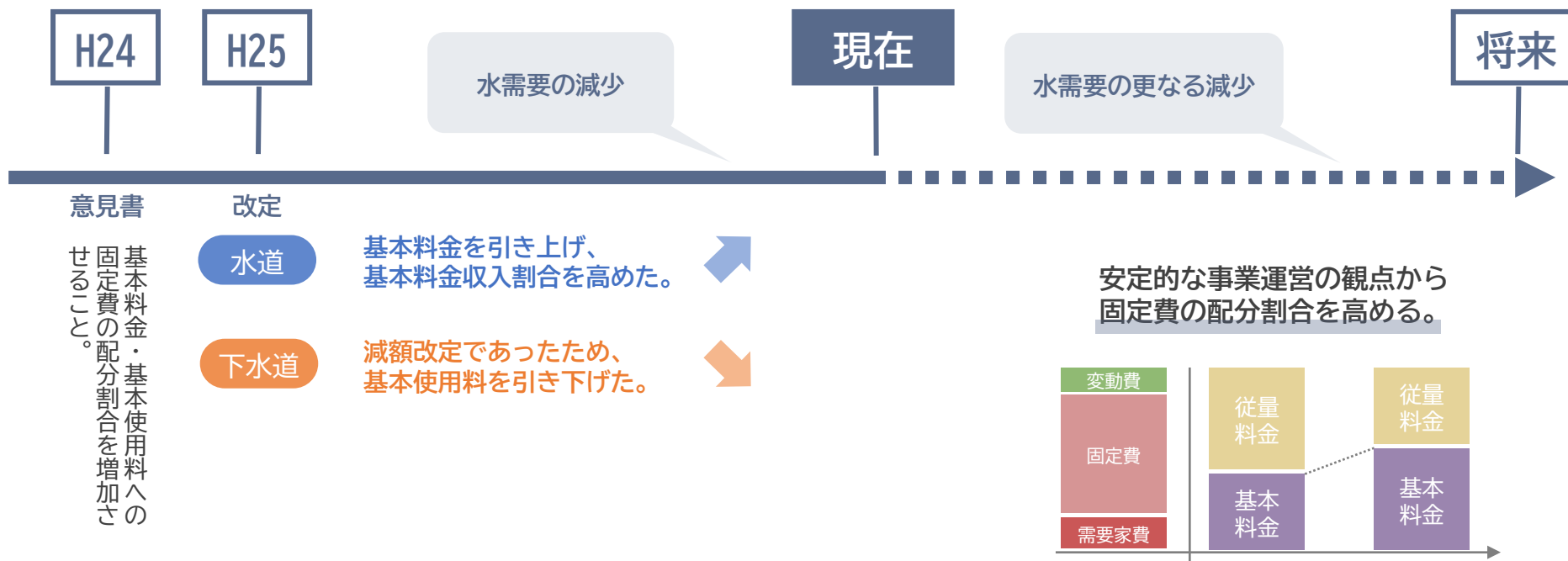
前回の検討の方向性を継続

検討事項

固定費の多くを従量料金で回収しており、水需要の減少により将来的な固定費回収に支障が出る懸念があるため、基本料金・基本使用料への固定費の配分割合を増加させる。

水道

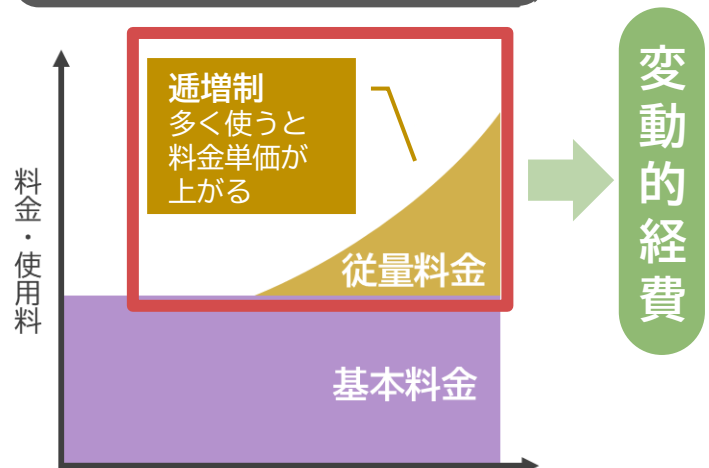
下水道



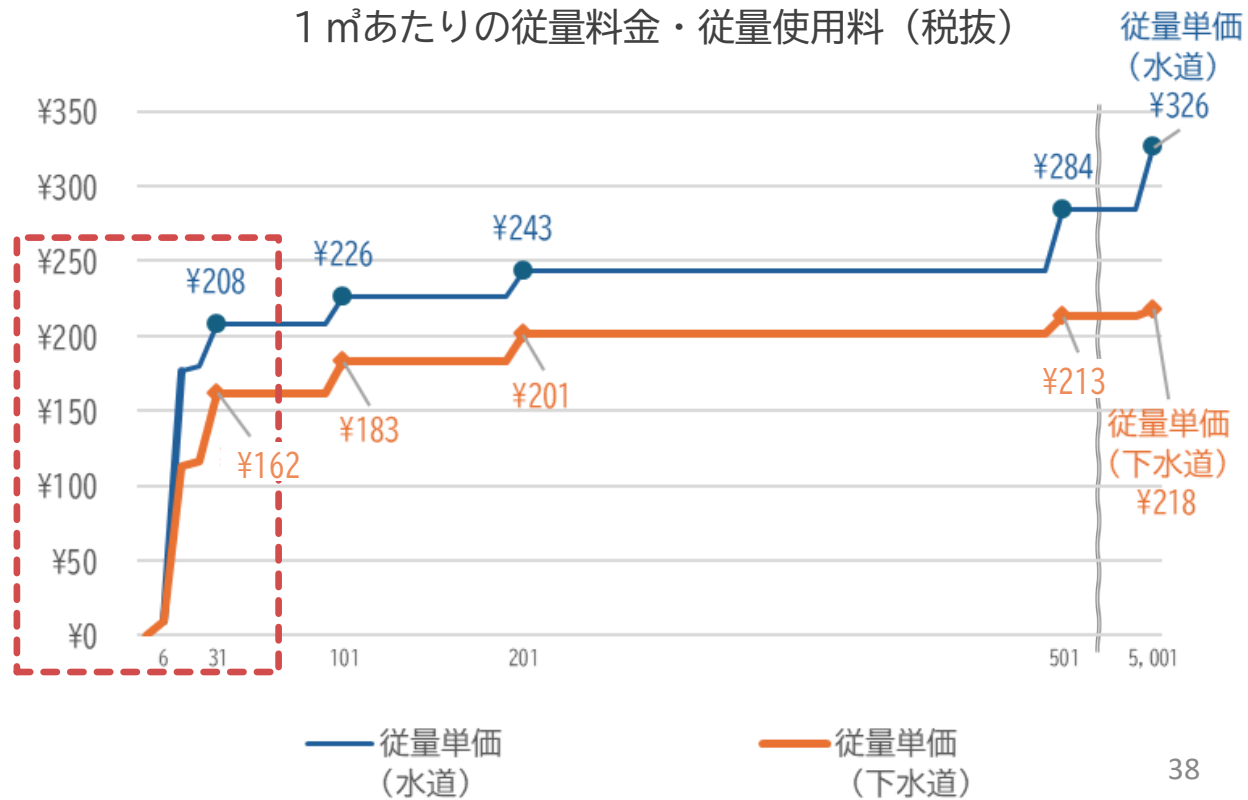
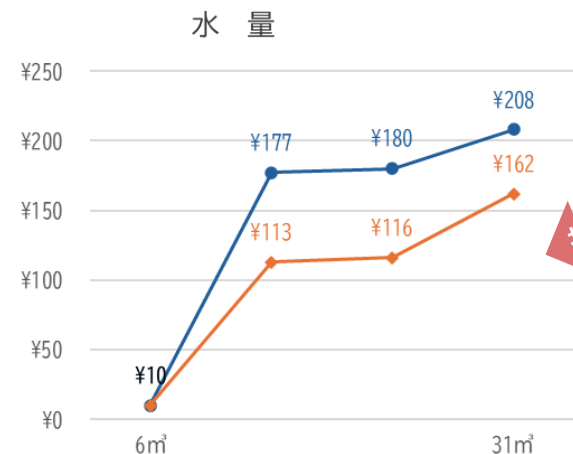


- 基本水量の超過分に対して加算される料金・使用料。
- 本市では、使用水量が増えるほど単価が上昇する「逓増型」の料金・使用料体系を採用。

本市の料金・使用料の構造イメージ



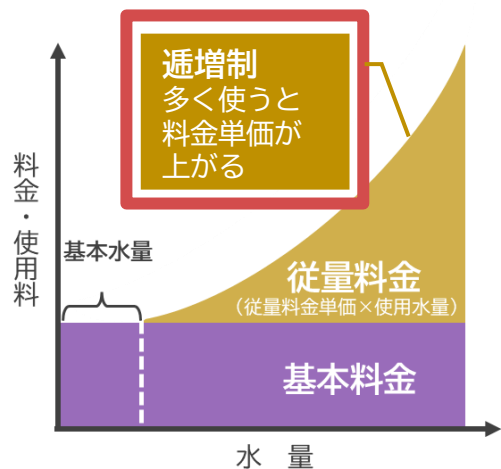
1 m³あたりの従量料金・従量使用料（税抜）





- ・ 使用水量が多くなるにつれて1 m³あたりの単価が高くなる性質
- ・ 多量使用を抑制することに加え、上下水道事業の公共性から生活用水に配慮するほか、需要の変動が大きい大口使用者に負担を傾斜的に配分するために導入された制度
- ・ 本市の逦増度は、現状、**水道** で3.36、**下水道** で**3.11** となっている。（算出方法は、以下のとおり）

本市の料金・使用料の構造イメージ



逦増度	=	最高単価 料金表における 最も高い従量料金単価	÷	最低単価 10m ³ /月(家事用)使用した 場合の1m ³ あたりの単価※
水道 3.36		326円 (5,001m ³ ~)		97円 (10m ³ /月：970円)
下水道 3.11		218円 (5,001m ³ ~)		70円 (10m ³ /月：700円)

※料金表における最も低い従量料金単価は水道、下水道ともに10円です。

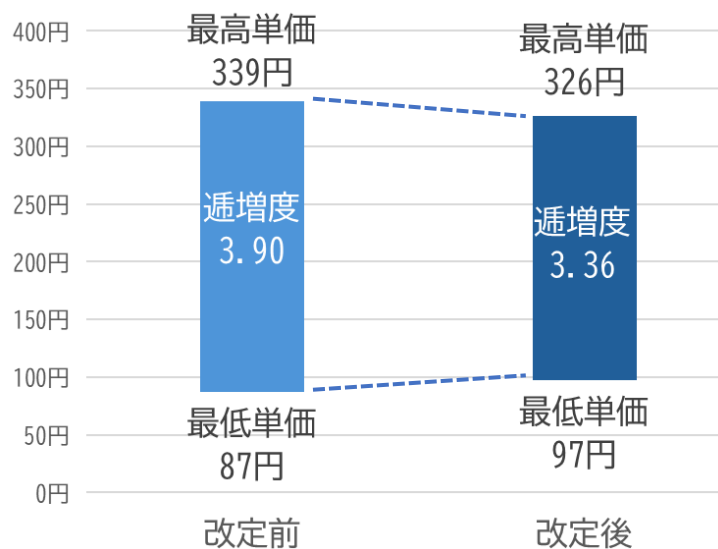
意見書

- 他都市と比べ、水道の逓増度がやや高く、下水道は非常に低い。
- 水需要の構造変化に照らして見直しの検討が必要がある。
- 他都市との比較を勘案し、水道は引き下げ、下水道は引き上げること。

反映内容

- 逓増度について、**水道** は引き下げ、**下水道** は現行どおりとした。

水道



下水道



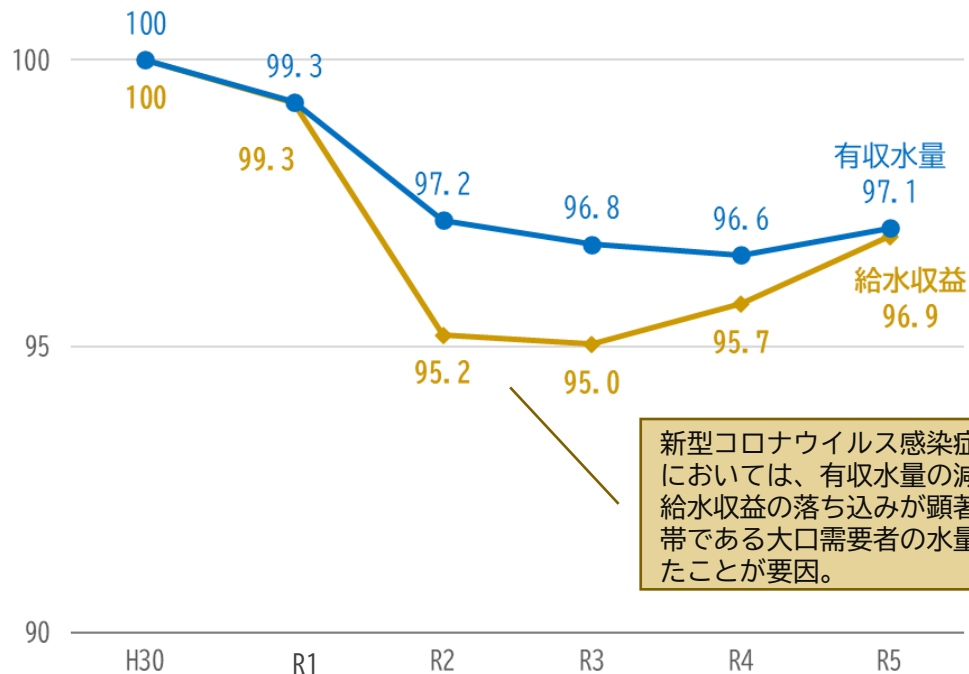
現状・課題

- 水需要の抑制を目的とした逡増制は、水需要の減少が進む現在の実態と乖離している。

水道 : 逡増度が高く、大口需要者の水量減少が経営に与える影響（減収リスク）が大きい。

下水道 : 水道のような口径別の基本使用料がないため、大口需要者の施設負荷を従量使用料（逡増度）で考慮する必要がある。

H30を100とした場合の給水収益と有収水量の推移



新型コロナウイルス感染症の影響期においては、有収水量の減少以上に給水収益の落ち込みが顕著。高単価帯である大口需要者の水量が急減したことが要因。

現状・課題

- 他都市と比較すると、以下のとおり

水道

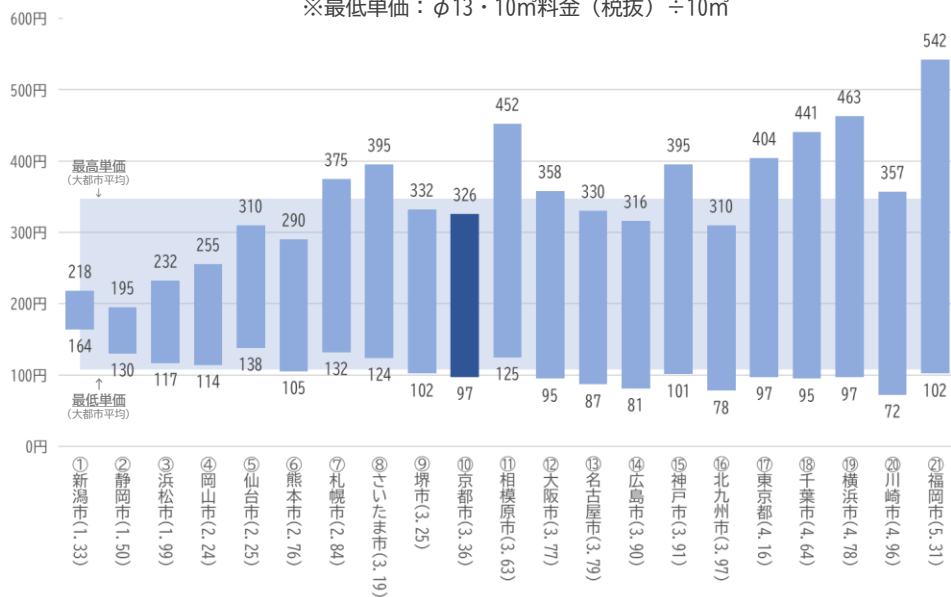
平均的な逓増度となっている。
(大都市平均=3.41、京都市=3.36)

下水道

かなり低い逓増度となっている。
(大都市平均=4.35、京都市=3.11)

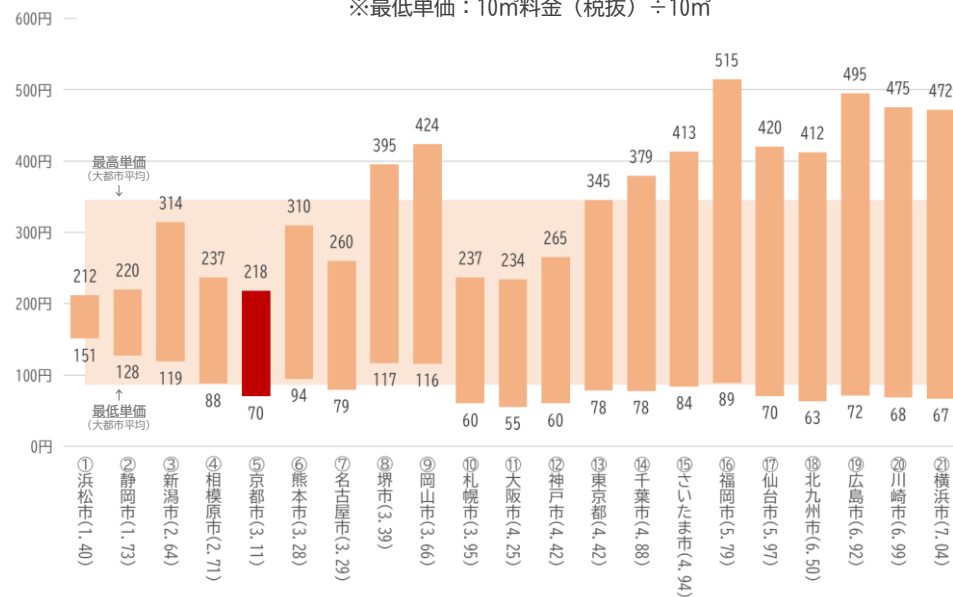
水道料金の逓増度比較 (R8.1.1)

逓増度 = 最高単価 ÷ 最低単価
※最低単価：φ13・10m³料金(税抜) ÷ 10m³



下水道使用料の逓増度比較 (R8.1.1)

逓増度 = 最高単価 ÷ 最低単価
※最低単価：10m³料金(税抜) ÷ 10m³



逦増制をどうすべきか？

前回の検討の方向性を継続

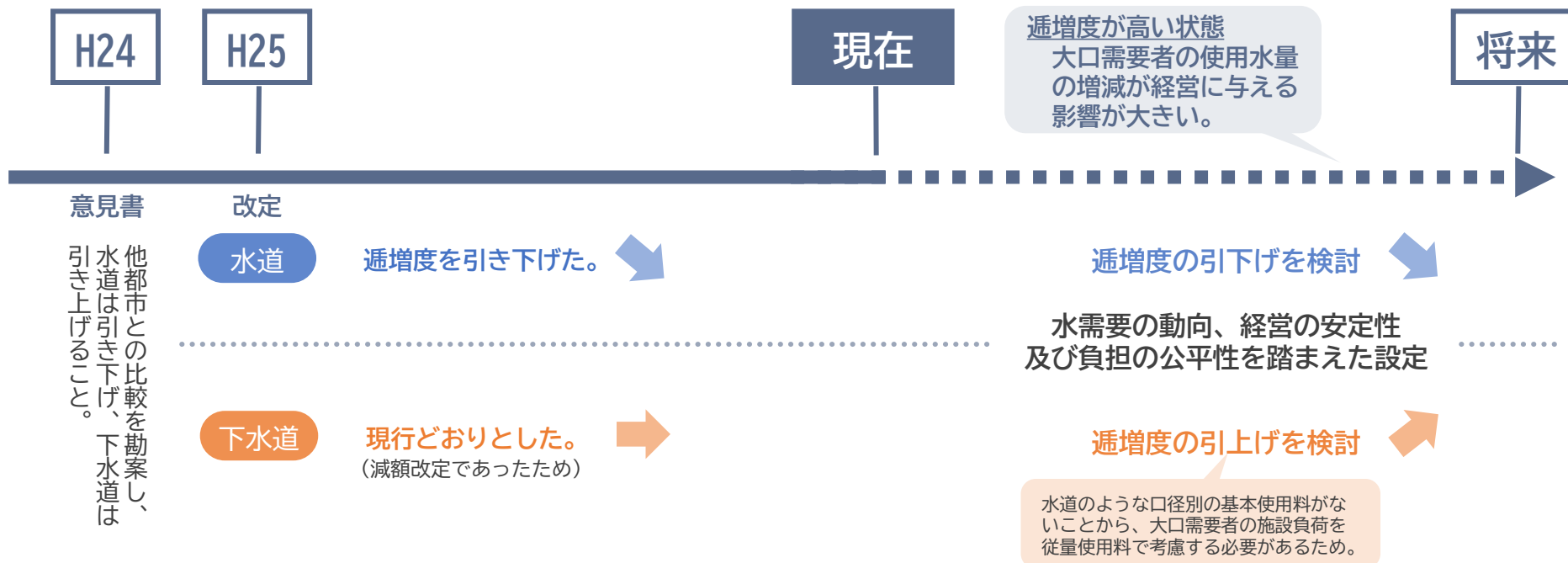
検討事項

水需要の動向、経営の安定性及び負担の公平性を踏まえた設定

水道 逦増度の引下げを検討

下水道 逦増度の引上げを検討

※ 「水道料金算定要領」（日本水道協会）では、逦増または逦減料金制は特別措置とされており、均一型の従量料金が原則とされている。
 「下水道使用料算定の基本的考え方」（日本下水道協会）では、大口需要家の需要変動リスクに対応するコストを調整・配賦するという趣旨で、累進使用料体系の妥当性を認めており、採用する際には、各地方公共団体の排水需要の実態等を適切に勘案し、使用者間の負担の公平性の観点も留意したうえで累進度を設定する必要があるとされている。



意見書

- 地下水利用専用水道を導入し、大口径の給水管を接続しながらも、水道水の使用が著しく少ない利用者の負担が、施設の整備と維持のために本来負担するべき額より少なく、不公平が生じている。
- 大口径の基本料金・水量を引き上げ、新たな基本水量制を導入し、併せて大水量区画の従量料金単価は引き下げること。
- 負担金制度や個別需給給水契約制度等の検討を進めること。

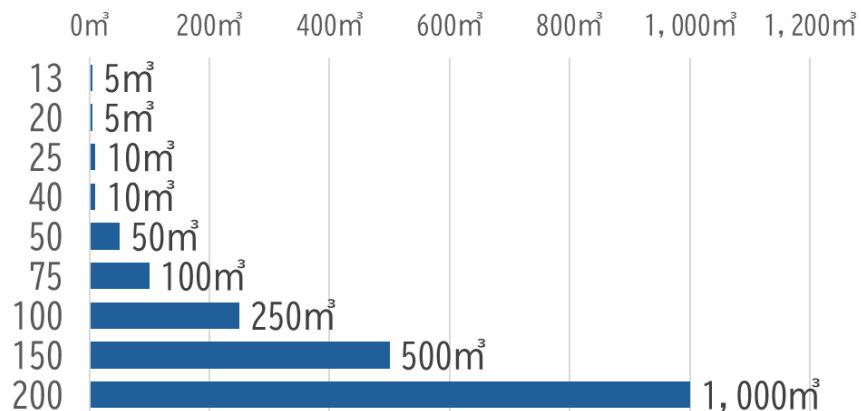
水道

下水道

反映内容

- 水道について、基本水量を口径別に設定した。（前述「基本水量」）
- 大水量区画の従量料金単価を引き下げた。
(H30には、水道施設維持負担金制度の運用を開始した。)

改定後の基本水量



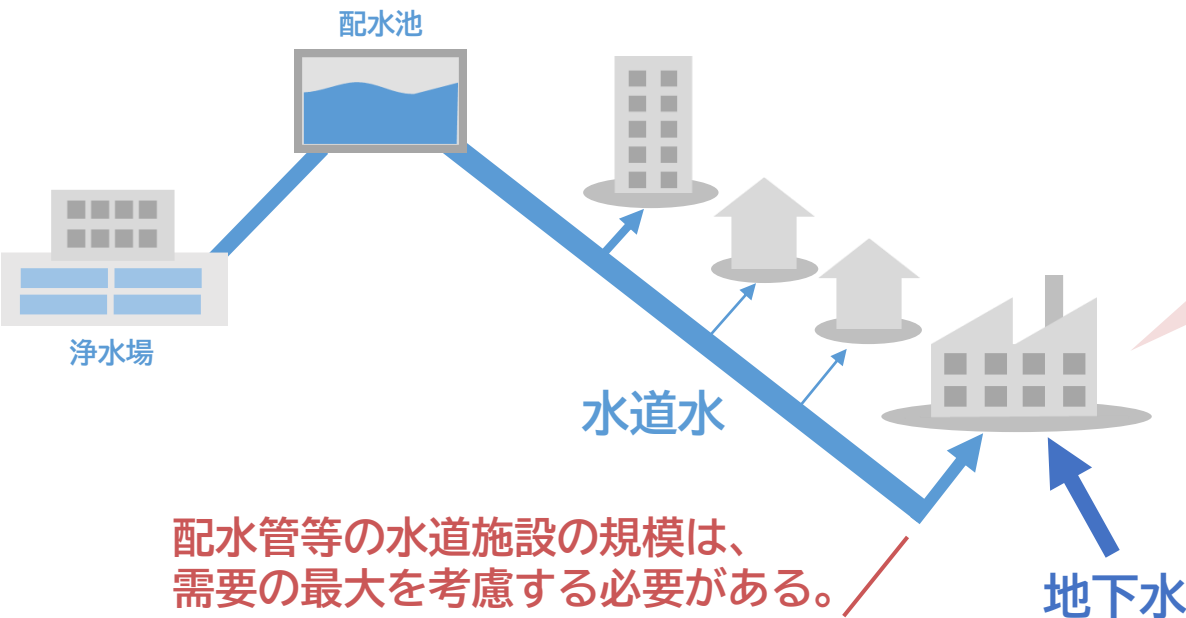
改定前の
基本水量は
一律 10m³

1,001m³～の従量料金単価

	改定前	改定後
1,001～ 5,000m³	262円	284円
5,001m³～ 10,000m³	301円	区画 統合 326円
10,001m³ ～	339円	



- 「地下水等利用専用水道」を利用することで、通常時の水道の使用水量が施設規模（給水管の口径）に対し少量であるため、従量料金に配分している固定費が適正に負担されておらず、一般使用者との間で不公平が生じている。



配水管等の水道施設の規模は、
 需要の最大を考慮する必要がある。

例えば、大きな口径の給水管の接続がある場合、その接続箇所までの配水管の口径もそれ以上でなければならない。

地下水等利用専用水道を利用し、水道水をバックアップとして使用する等の場合、通常時の水道水の使用水量が施設規模（給水管の口径）に対して少量となる。

- ▶ 従量料金に配分されている固定費が適正に負担されない。
- ▶ その結果、回収できなかった固定費を他の水道利用者が負担することになる。

基本水量の追加

+

水道施設維持負担金制度

- 地下水等利用専用水道を設置しているお客さまと一般のお客さまとの間の負担の公平性を確保



- 「地下水等利用専用水道」を設置しているお客さまと一般のお客さまとの間の負担の公平性を確保することを目的とした「水道施設維持負担金制度」を創設し、平成30年4月1日から運用を開始した。

【水道施設維持負担金の算定式】

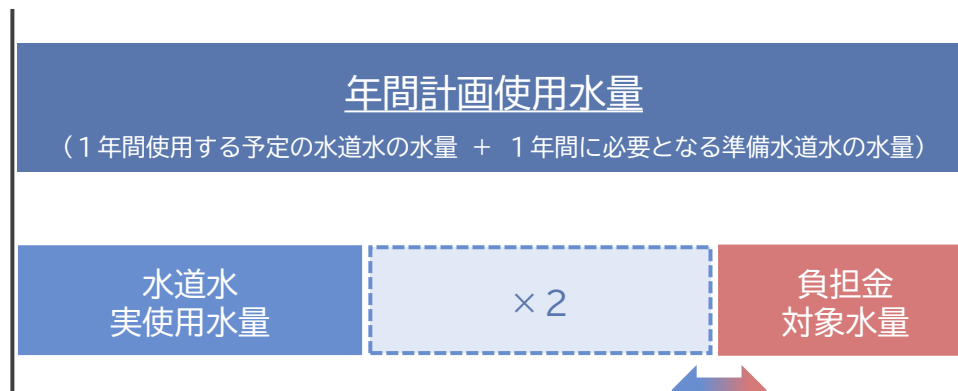
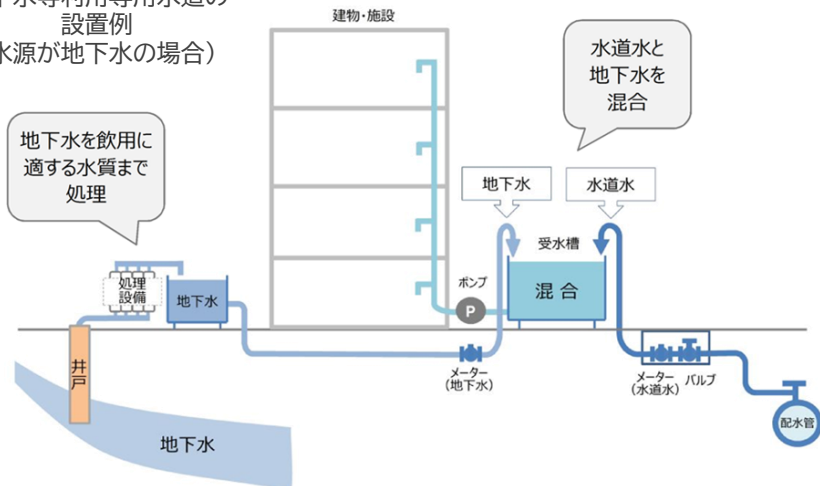
$$\text{水道施設維持負担金の額} = \left[\frac{\text{年間計画使用水量} - \text{水道水実使用水量}}{\text{負担金対象水量}} \times 2 \right] \times \text{負担金単価}^{(*)} \times \text{消費税}$$

(143 円/m³) × (100分の110)

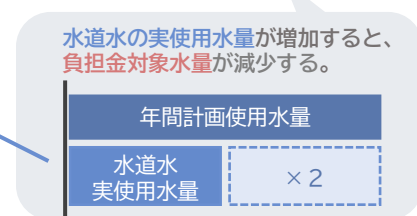
負担金 対象水量

(※) 現行の料金制度における水道水1m³当たりの固定費の平均値

地下水等利用専用水道の設置例
(水源が地下水の場合)



水道水実使用水量が年間計画水量の半分以上の場合は、負担金対象水量がなくなり、負担金は発生しない。

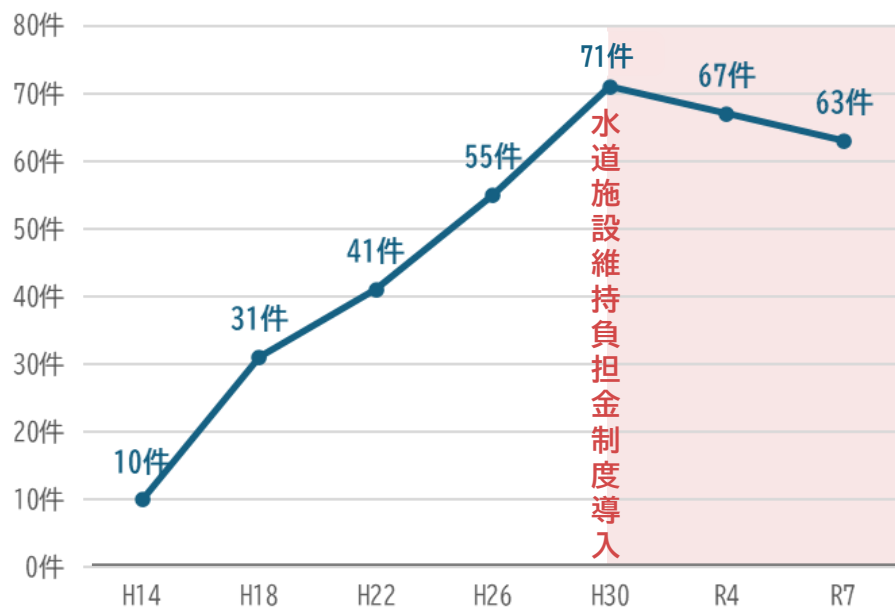


水道水の実使用水量が増加すると、負担金対象水量が減少する。



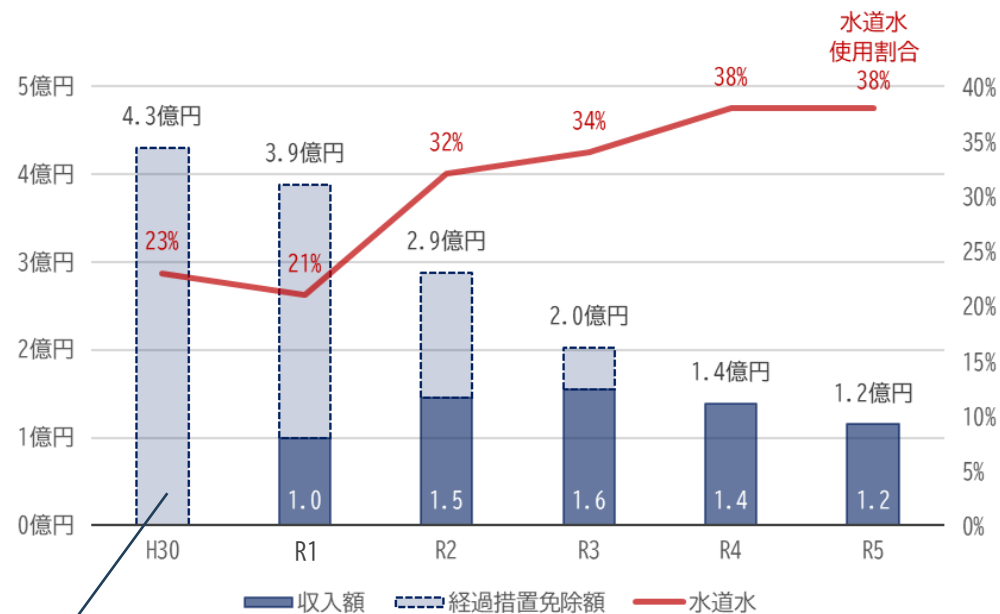
- 水道施設維持負担金制度の導入後、増加が続いていた地下水等利用専用水道利用者数は減少に転じるとともに、近年では地下水等利用専用水道利用者の水道水の使用割合は増加傾向にある。

地下水等利用専用水道利用者数 (件)



※H30以降は、水道施設維持負担金の対象者数を計上

水道施設維持負担金 収入額等



経過措置免除額について (H30~R3)
地下水等利用専用水道にかかる既存設備の初期投資の回収やリース期間等を踏まえて経過措置を設けた。
(免除額 H30: 全額、R1: 3/4、R2: 1/2、R3: 1/4)

水道水使用割合 (制度対象者中)

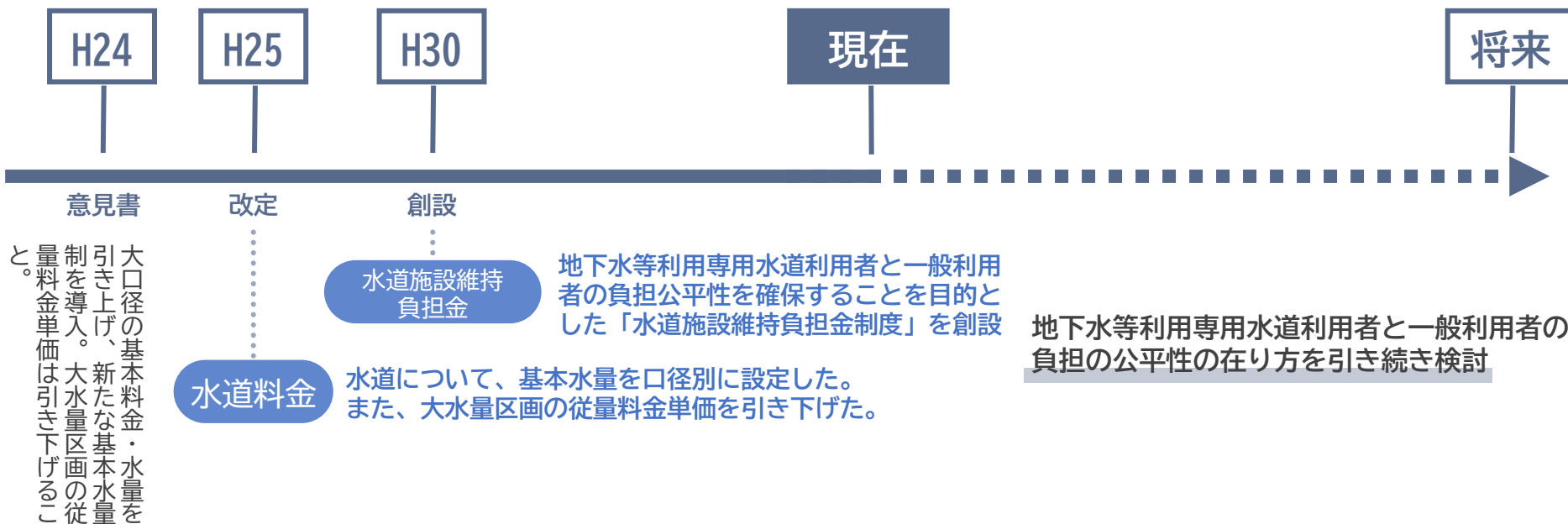
水道施設維持負担金制度等をどうすべきか？

前回の検討の方向性を継続

検討事項

- 今後もその効果を検証しつつ、水道料金と水道施設維持負担金をあわせて、地下水等利用専用水道利用者と一般利用者の負担の公平性を図る。

水道





- 加入金制度は、水道事業を支える膨大な施設の整備費用について、新旧の利用者における世代間の負担の公平を図るものとして導入されたもの
- 新たに給水装置を設置し、又は給水管を増径する使用者に対し、条例に基づき、整備費用の一部として、口径に応じた額を負担していただいている。

水道

口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
加入金 (新設)	45,000円	90,000円	135,000円	46万円	82万円	298万円	916万円	2,500万円	5,300万円

※ 増径の際は、差額を負担いただく（13mmから20mmへの増径を除く）。

（税抜）

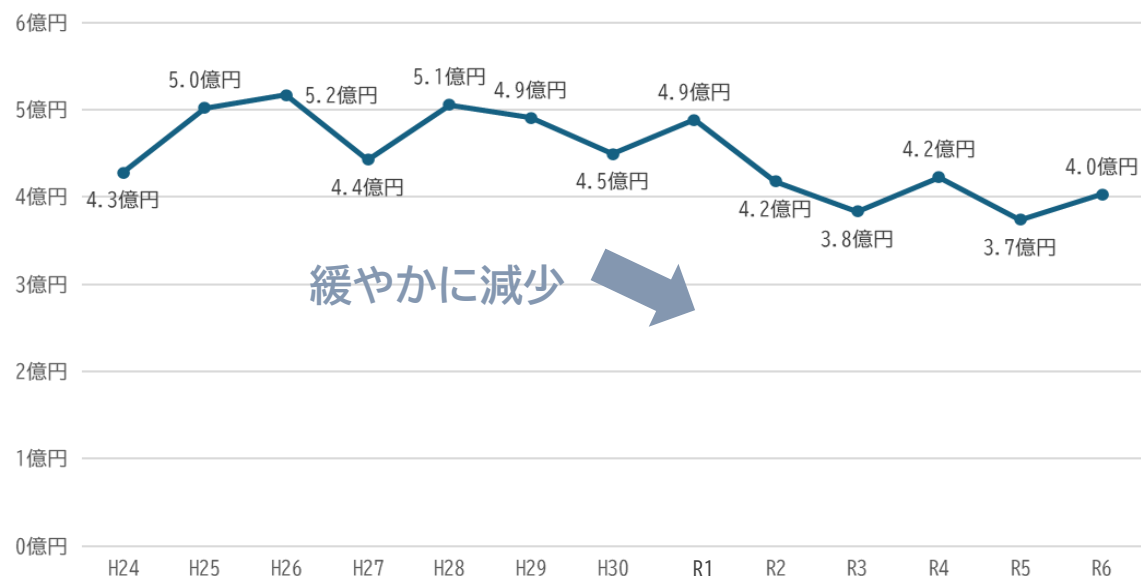
- 制度を継続するとともに、資産維持費と併せた検討を行うこと。

加入金は、水道法第14条第1項に定める「その他の供給条件」に法的根拠を持ち、その基本的な性質は水道施設の利用権の対価とも考えられるものである。現在も、利用者間の負担の公平性を図る観点から一定の役割を果たすとともに、水道事業の安定的経営に寄与している。しかし、収入額が新たな加入者数に左右されるため、将来的には減収が見込まれる。



- 加入金は、収入額が緩やかに減少しているものの、（現在も、利用者間の負担の公平性を図る観点から一定の役割を果たすとともに、）水道事業の貴重な財源となっている。

加入金収入の推移



加入金制度をどうすべきか？

前回の検討の方向性を継続

検討
事項

- 制度を継続するとともに、資産維持費と併せた検討を継続

水道

⑥ 加入金

(税込)

都市名	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm	250mm	300mm
京都市	49,500	99,000	148,500	506,000	902,000	3,278,000	10,076,000	27,500,000	58,300,000		
札幌市	61,600	176,000	313,500	990,000	1,782,000	4,950,000	10,120,000	28,600,000	管理者が別に定める額		
仙台市	107,800	201,300	500,500	1,551,000	2,662,000	7,150,000	14,630,000	41,800,000	管理者が別に定める額		
さいたま市	88,000	110,000	550,000	1,353,000	2,442,000	6,809,000	11,737,000	37,620,000	90,420,000	管理者が別に定める額	
東京都											
川崎市	165,000	165,000	165,000	1,375,000	2,145,000	4,895,000	8,745,000	19,745,000	44,000,000	77,000,000	121,000,000
横浜市	82,500	82,500	82,500	1,402,500	2,145,000	5,115,000	8,745,000	19,800,000	44,550,000	79,200,000	132,000,000
新潟市	44,000	121,000	181,500	462,000	726,000	1,540,000	2,948,000	5,896,000	10,413,700		
静岡市											
浜松市	34,100	92,400	157,300	488,400	843,700	2,277,000	4,675,000	12,870,000	26,620,000		
名古屋市	22,000	66,000	308,000	792,000	1,320,000	2,750,000	4,950,000	11,000,000	19,800,000	30,800,000	44,000,000
大阪市						2,530,000	5,500,000	16,500,000	34,100,000	61,600,000	100,100,000
堺市	77,000	77,000	182,600	792,000	1,375,000	3,960,000	8,195,000	23,496,000	管理者が別に定める額		
神戸市	44,000	66,000	110,000	352,000	594,000	1,606,000	3,300,000	8,800,000	18,700,000		
岡山市	121,000	242,000	484,000	1,815,000	3,630,000	9,680,000	19,360,000	54,450,000	管理者が別に定める額		
広島市	55,000	137,500	253,000	880,000	1,650,000	4,840,000	9,680,000	27,280,000	58,080,000	管理者が別に定める額	
北九州市	48,400	79,200	242,000	807,400	1,408,000	3,883,000	7,931,000	22,000,000	44,000,000	78,100,000	123,200,000
福岡市	33,000	77,000	165,000	583,000	1,067,000	3,135,000	6,710,000	18,150,000	34,100,000	60,500,000	
熊本市	66,000	132,000	198,000	660,000	1,320,000	3,300,000	6,600,000	13,200,000			

※ 政令市（千葉市・相模原市を除く）及び東京都、分担金等を含む。令和8年1月1日時点

水道料金・下水道使用料体系



料金・使用料体系の現状・課題・今後の方向性



審議会で議論いただきたい事項

議論いただきたい事項

「京都市上下水道料金制度審議委員会」からの意見書（平成24年11月）で示された方向性に基づき、検討を進めることについて、追加すべき視点や修正すべき内容はないか。

参考資料

水道料金・下水道使用料の改定（平成25年10月）

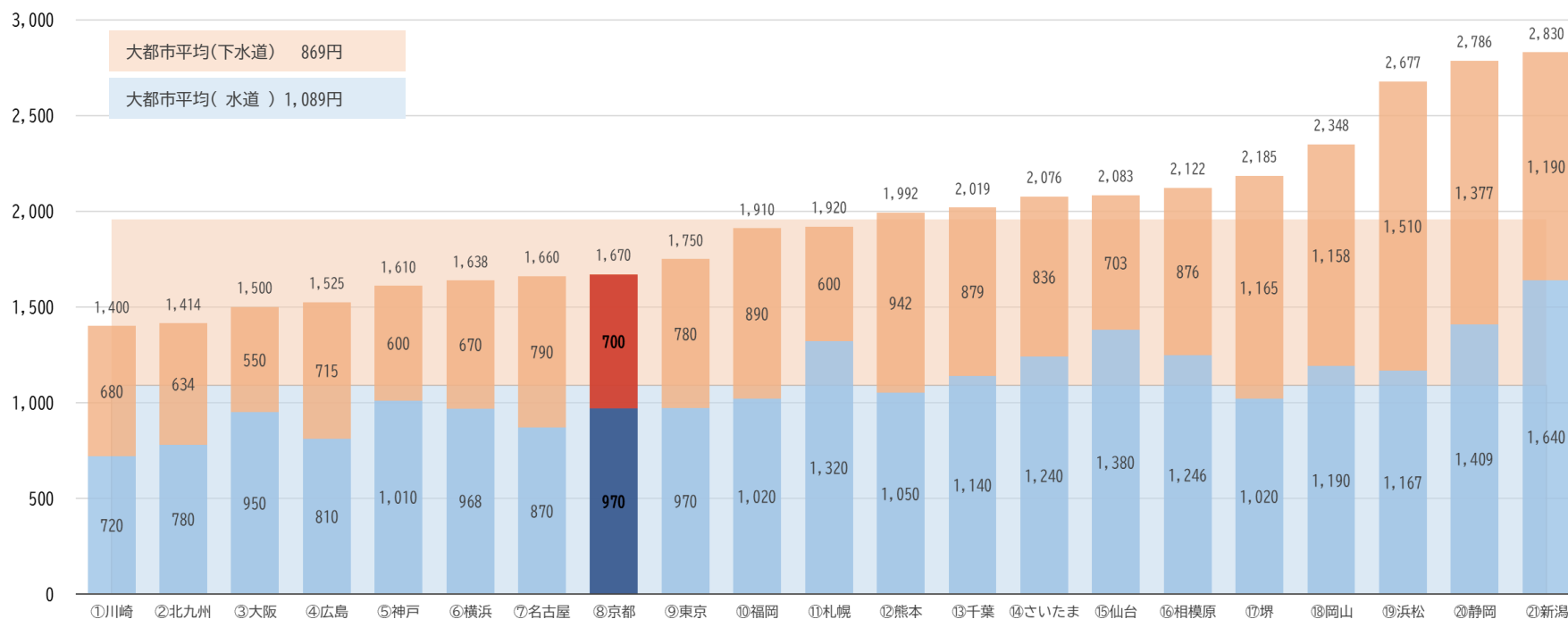
（税抜額，単位 円）

区分	給水管の 呼び径・ 水量区画	水 道				下 水 道				改 定 率 等			
		改定前		改定後		改定前		改定後		水 道		下 水 道	
		基本 料金	基本 水量	基本 料金	基本 水量	基本 使用料	基本 水量	基本 使用料	基本 水量	基本 料金	基本 水量	基本 使用料	基本 水量
基本 料金・基本 使用料	13 /20mm	870		920	5m ³					5.7%	半分		
	25mm	1,690		1,900	10m ³					12.4%	同じ		
	40mm	2,470		2,780						12.6%			
	50mm	9,250	10m ³	18,300	50m ³	700	10m ³	650	5m ³	97.8%	5倍	△ 7.1%	半分
	75mm			35,910	100m ³								
	100mm			71,600	250m ³								
	150mm			134,260	500m ³								
	200mm			281,520	1,000m ³								
		15,470							132.1%	10倍			
									362.8%	25倍			
									767.9%	50倍			
									1,719.8%	100倍			
従 量 料 金・従 量 使 用 料 (/ m ³)	6m ³ ～10m ³		0		10		0		10	皆増		皆増	
	11m ³ ～20m ³				177				113	9.3%		△ 5.0%	
	21m ³ ～30m ³		162		180		119		116	11.1%		△ 2.5%	
	31m ³ ～100m ³		189		208		167		162	10.1%		△ 3.0%	
	101m ³ ～200m ³		206		226		188		183	9.7%		△ 2.7%	
	201m ³ ～500m ³		223		243		206		201	9.0%		△ 2.4%	
	501m ³ ～5,000m ³		262		284				213	8.4%		△ 2.3%	
	5,001m ³ ～10,000m ³		301				218			8.3%			
	10,001m ³ ～		339		326				218				0.0%
										△ 3.8%			

大都市との口径別料金比較 (13mm・10m³/月)

口径	13・20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
使用者	家庭用 事業用	家庭用 事業用	家庭用 事業用	事業用	事業用	事業用	事業用	事業用
使用者数 (R6)	76.9万件 (94.5%)	2.9万件 (3.5%)	1.3万件 (1.6%)	2,000件 (0.3%)	500件 (0.1%未満)	100件 (0.1%未満)	35件 (0.1%未満)	4件 (0.1%未満)

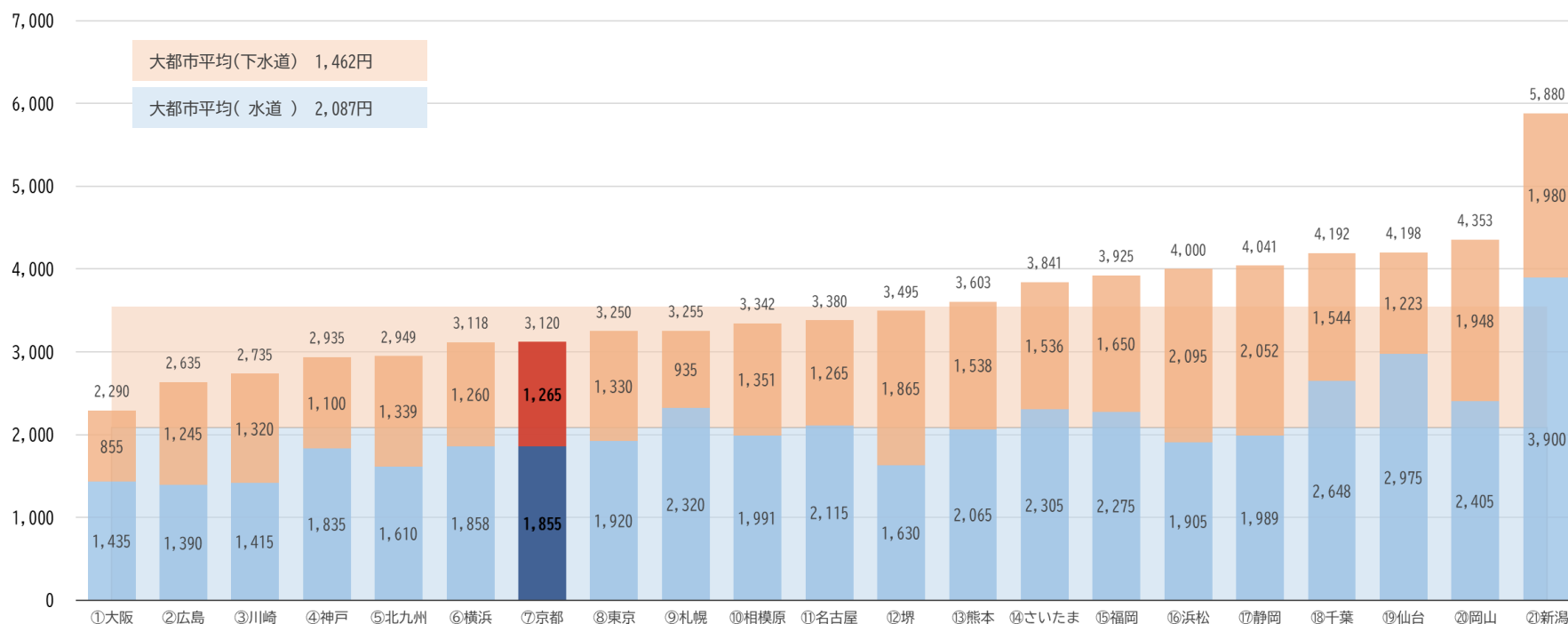
令和8年7月1日 (改定予定含む)



大都市との口径別料金比較 (20mm・15m³/月)

口径	13・20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
使用者	家庭用 事業用	家庭用 事業用	家庭用 事業用	事業用	事業用	事業用	事業用	事業用
使用者数 (R6)	76.9万件 (94.5%)	2.9万件 (3.5%)	1.3万件 (1.6%)	2,000件 (0.3%)	500件 (0.1%未満)	100件 (0.1%未満)	35件 (0.1%未満)	4件 (0.1%未満)

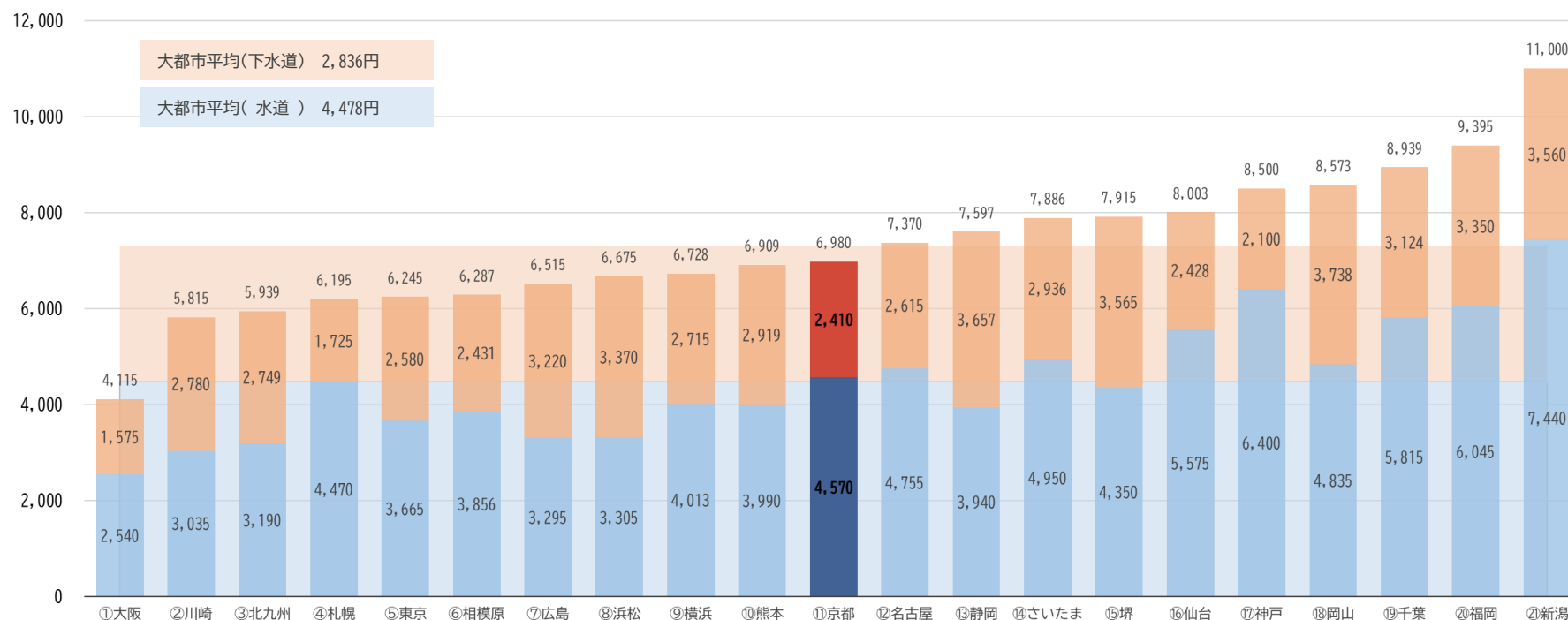
令和8年7月1日 (改定予定含む)



大都市との口径別料金比較 (25mm・25m³/月)

口径	13・20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
使用者	家庭用	家庭用 事業用	家庭用 事業用	事業用	事業用	事業用	事業用	事業用
使用者数 (R6)	76.9万件 (94.5%)	2.9万件 (3.5%)	1.3万件 (1.6%)	2,000件 (0.3%)	500件 (0.1%未満)	100件 (0.1%未満)	35件 (0.1%未満)	4件 (0.1%未満)

令和8年7月1日 (改定予定含む)



大都市との口径別料金比較 (40mm・70m³/月)

口径	13・20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
使用者	家庭用 事業用	家庭用 事業用	家庭用 事業用	事業用	事業用	事業用	事業用	事業用
使用者数 (R6)	76.9万件 (94.5%)	2.9万件 (3.5%)	1.3万件 (1.6%)	2,000件 (0.3%)	500件 (0.1%未満)	100件 (0.1%未満)	35件 (0.1%未満)	4件 (0.1%未満)

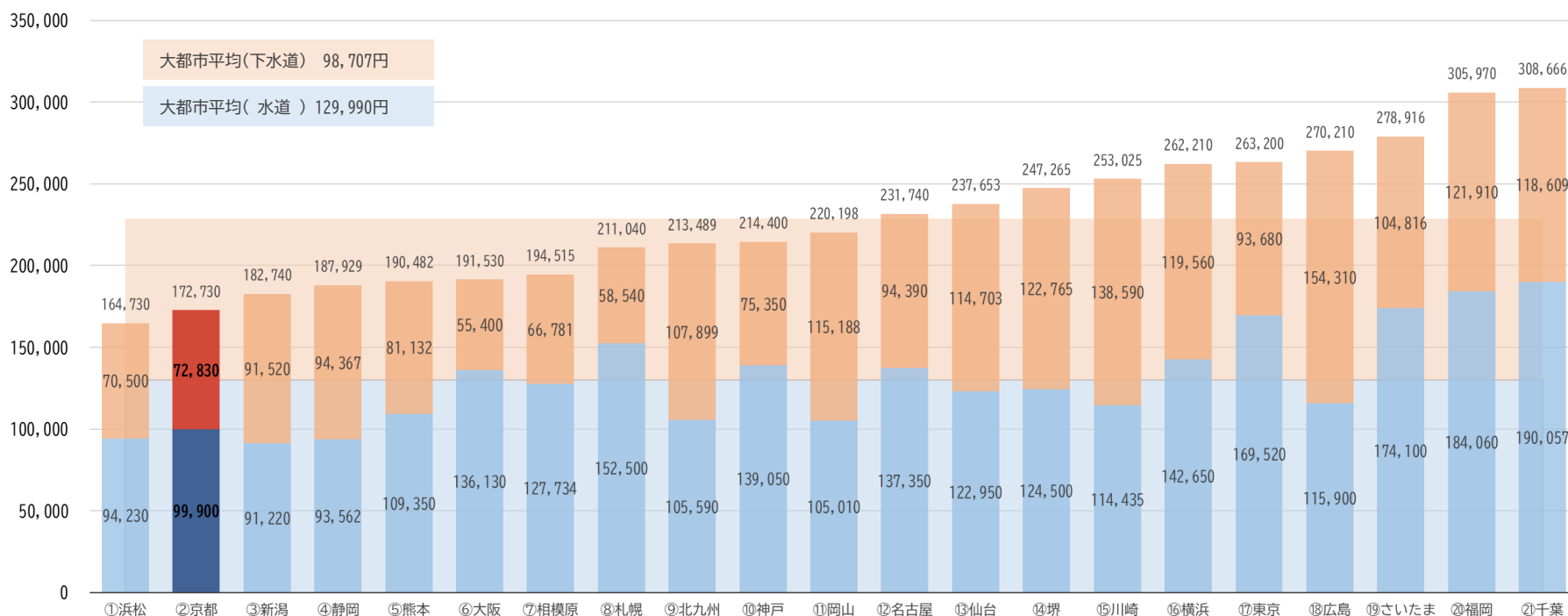
令和8年7月1日 (改定予定含む)



大都市との口径別料金比較 (50mm・400m³/月)

口径	13・20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
使用者	家庭用 事業用	家庭用 事業用	家庭用 事業用	事業用	事業用	事業用	事業用	事業用
使用者数 (R6)	76.9万件 (94.5%)	2.9万件 (3.5%)	1.3万件 (1.6%)	2,000件 (0.3%)	500件 (0.1%未満)	100件 (0.1%未満)	35件 (0.1%未満)	4件 (0.1%未満)

令和8年7月1日 (改定予定含む)



大都市との口径別料金比較 (75mm・800m³/月)

口径	13・20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
使用者	家庭用 事業用	家庭用 事業用	家庭用 事業用	事業用	事業用	事業用	事業用	事業用
使用者数 (R6)	76.9万件 (94.5%)	2.9万件 (3.5%)	1.3万件 (1.6%)	2,000件 (0.3%)	500件 (0.1%未満)	100件 (0.1%未満)	35件 (0.1%未満)	4件 (0.1%未満)

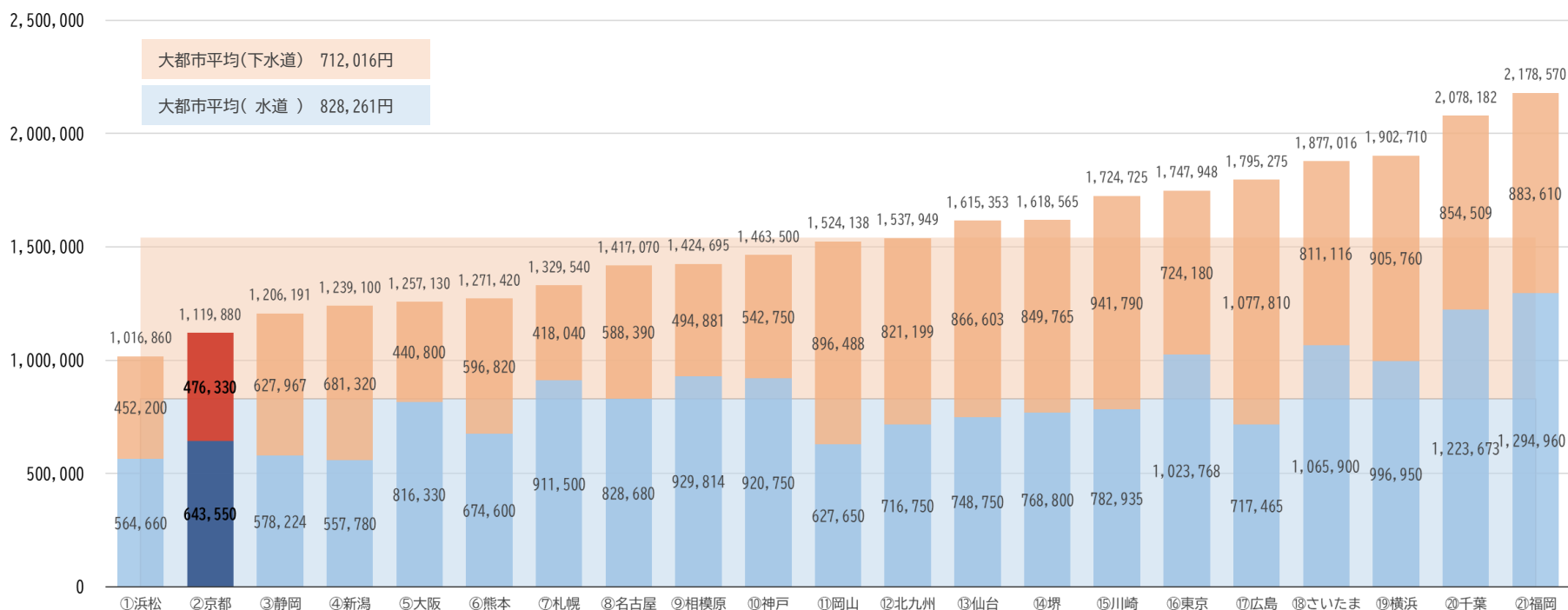
令和8年7月1日 (改定予定含む)



大都市との口径別料金比較 (100mm・2,300m³/月)

口径	13・20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
使用者	家庭用 事業用	家庭用 事業用	家庭用 事業用	事業用	事業用	事業用	事業用	事業用
使用者数 (R6)	76.9万件 (94.5%)	2.9万件 (3.5%)	1.3万件 (1.6%)	2,000件 (0.3%)	500件 (0.1%未満)	100件 (0.1%未満)	35件 (0.1%未満)	4件 (0.1%未満)

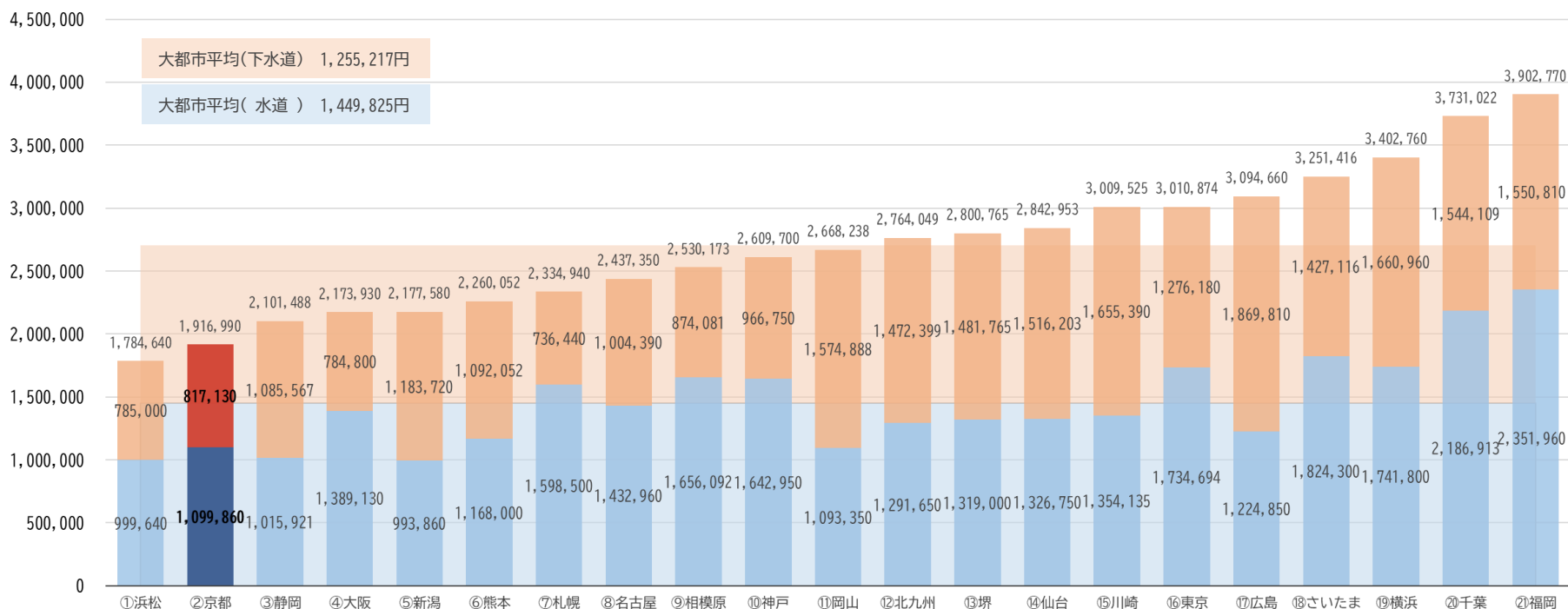
令和8年7月1日 (改定予定含む)



大都市との口径別料金比較 (150mm・3,400m³/月)

口径	13・20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
使用者	家庭用 事業用	家庭用 事業用	家庭用 事業用	事業用	事業用	事業用	事業用	事業用
使用者数 (R6)	76.9万件 (94.5%)	2.9万件 (3.5%)	1.3万件 (1.6%)	2,000件 (0.3%)	500件 (0.1%未満)	100件 (0.1%未満)	35件 (0.1%未満)	4件 (0.1%未満)

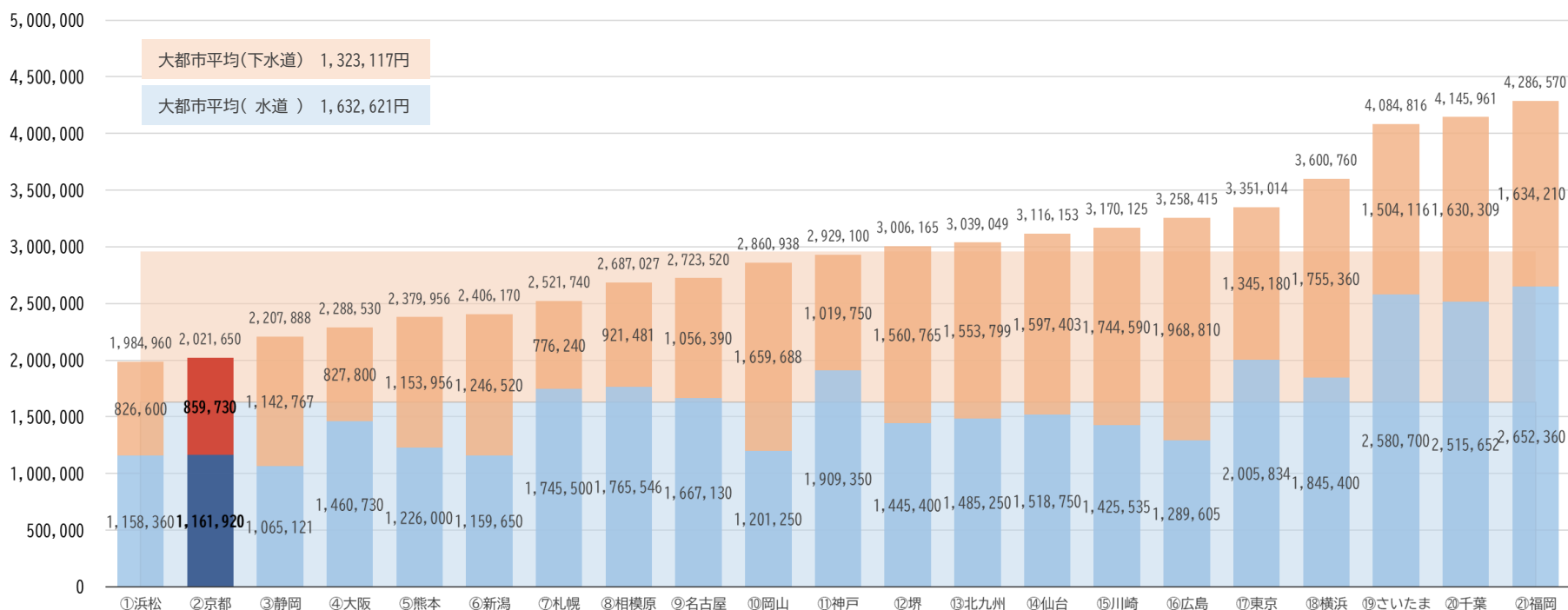
令和8年7月1日 (改定予定含む)



大都市との口径別料金比較 (200mm・4,100m³/月)

口径	13・20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
使用者	家庭用 事業用	家庭用 事業用	家庭用 事業用	事業用	事業用	事業用	事業用	事業用
使用者数 (R6)	76.9万件 (94.5%)	2.9万件 (3.5%)	1.3万件 (1.6%)	2,000件 (0.3%)	500件 (0.1%未満)	100件 (0.1%未満)	35件 (0.1%未満)	4件 (0.1%未満)

令和8年7月1日 (改定予定含む)



京都市上下水道料金制度の 在り方等についての意見書

京都市上下水道料金制度審議委員会

平成24年11月

1 京都市上下水道料金制度の現状及び課題

(1) 現状

ア 水需要

(ア) 水需要の減少

水道の有収水量は平成2年度、下水道の有収汚水量は平成9年度をピークとして、減少傾向が続いている。【資料1 水量の推移】

(イ) 水需要の構造変化

節水機器の普及や世帯人員の減少から基本水量以下の利用者が増加するとともに、事業所等における水使用の節減や地下水利用の拡大等により大口利用者の水道使用量も減少している。【資料2 1利用者当たり使用水量の推移】

イ 料金体系

(ア) 水道

基本料金は口径別、従量料金は口径に関わらず単一の料金体系で、基本水量10m³（1箇月）が全ての口径に付与されている。用途別料金については実施していない。基本水量を超える11m³以上での水量区画の数は7である。通増度*は3.9で、他の大都市と比べてやや高い。【資料3 料金表】【資料4～8 料金表の他都市比較】

* 料金表の最高単価が最低単価（10m³使用時）の何倍かを示すもの。

(イ) 下水道

基本使用料は均一で、基本水量10m³（1箇月）が付与されている。基本水量を超える11m³以上での水量区画の数は5である。通増度は3.1で、他の大都市と比べて非常に低い。【資料3 料金表】【資料4～8 料金表の他都市比較】

ウ 料金収納サービス

上下水道料金の支払方法は、2箇月ごとの、銀行の口座振替又はコンビニエンスストア、銀行若しくは営業所の窓口払である。

エ その他

(ア) 地下水利用専用水道

市内に44件の地下水利用専用水道が導入されており、これらによる年間の水道料金減収額は約8億8千万円と推計されている。【資料9 地下水利用専用水道の使用量等】

(イ) 加入金

新たに水道の給水装置を設置するなどの際に、口径別に一定額を納入する制度を設けている。【資料10 加入金に関する状況】【資料11 加入金の他都市比較】

(ウ) 資産維持費*

水道、下水道ともに、現行の料金には算入していない。

* 施設の改築更新等を行う場合、その財源には施設の減価償却費等で得られる資金を充てているが、名目の資本額を維持したのでは実質の資本価値が維持できな

京都市上下水道料金制度の在り方等についての意見書（H24.11）

い。(例えば、40年前に100万円で整備した施設を、現在、100万円の資金で更新することはできない。)このような問題を解決するためには、料金・使用料の原価計算の際に、施設の改築更新や機能向上のための財源となる「資産維持費」を算入して、事業維持に必要な資金を得ることが一般的には適当とされている。

(2) 課題

上下水道事業に関する説明を京都市から聴取し、本委員会において、上下水道料金制度の課題について洗い出しを行い、次のとおり整理した。

ア 基本水量

水道では、1箇月当たりの基本水量として10^mが付与されているが、節水機器の普及や世帯人員の減少により、一般家庭の水道利用者では、基本水量以下しか使用されない方が約37%を占め、全体の3分の1を超えている。使用しない水量分も含めて基本料金を支払う形となっている利用者の割合が多く、しかも過去十数年の間に漸増している。(下水道も同じ状況にある。)**【資料12 基本水量以下の利用者の推移】**

イ 水量区画

水道では、水量区画別の水需要の動向において、20^m以下の小水量の部分で利用者・水量の割合が増加し、他方、大水量の部分の割合が減少している。水量区画の数やそれぞれの範囲が、このような水需要の構造変化に対応していないと思われる。(下水道も同じ状況にある。)**【資料13～16 使用水量別の利用者・水量の割合】**

ウ 基本料金・基本使用料

上下水道事業は典型的な装置産業であり、装置の整備・更新・維持管理等に係る固定費は基本料金・基本使用料によって回収するのが理論的には理想とされているが、固定費の全てを基本料金・基本使用料に配分した場合には、生活用水が極めて割高となり、公共料金として非現実的な料金体系となってしまうため、現行の料金制度では、固定費の多くを従量料金・従量使用料に割り振っている。しかし、水需要の減少傾向の下、今後も従量料金・従量使用料は減少を続けると見込まれることから、将来的には、固定費の回収に支障が生じるものと懸念される。**【資料17 固定費・変動費と基本料金・従量料金】****【資料18 固定費の内訳】**

エ 通増度

従量料金・従量使用料における最高単価と最低単価の格差が通増度として表れるが、これは、使用水量の違いによる料金負担の差を示す一つの指標である。京都市の通増度は、他の大都市と比べて水道がやや高く、下水道が非常に低く設定されている。このような現行の通増度については、水需要の構造変化に照らして見直しの検討を

る。**【資料7・8 料金表の他都市比較】**

オ 地下水利用専用水道

地下水利用専用水道を導入し、大口径の給水管を接続しながらも、水道水の使用が著しく少ない利用者は、水道施設の整備と維持のために本来負担すべき額より大幅に少ない水道料金しか負担していない。地下水利用専用水道を導入し、一種の安全策として水道を用いるのは、企業・事業者の経営努力の現れとして、その趣旨は理解できるが、水道事業全体の視点からは、利用者間の料金負担に不公平が生じていることを問題とせざるを得ない。このような、大口径の給水管の接続に見合う負担をしていない実態は、基本水量以下の利用者を使用しない水量分も含めた基本料金を負担している状況とは対極的なものとなっている。**【資料19 地下水利用専用水道の問題点】**

カ 料金の支払方法

クレジット払制度の導入について多くの利用者から要望があるが、当該制度を導入した場合、口座振替からの移行が見込まれ、上下水道事業者の手数料負担が増加するものと予想される。こうして発生する料金回収コストの相違をそのままにしておくことは、利用者間の負担の公平性の観点から適当と言えない。

【資料20 料金の支払方法の状況・コスト比較】

キ 加入金

加入金は、新旧利用者間の負担の公平性を図る目的で導入されたものであり、施設の改築更新や機能向上のための財源となる。加入金制度は、他都市でも広く実施されているが、その意義、位置付け等について、点検を行っておくことが必要である。

ク 資産維持費

京都市では現在、料金の算定において資産維持費は制度として導入されていないが、施設の改築更新や機能向上のための財源となるものであり、日本水道協会の「水道料金算定要領」などにも料金原価のあり得べき一要素として規定されている。上下水道事業を取り巻く近年の社会状況を踏まえ、資産維持費の取扱いについて見直しを行うことが必要である。

京都市上下水道料金制度の在り方等についての意見書（H24.11）

3 上下水道料金制度の在り方

(1) 基本的な考え方

上下水道料金制度については、生活用水事業としての公共性、利用者間の負担の公平性、利用者にとっての制度の分かりやすさ、持続可能な上下水道事業経営の確立などを考慮しながら、社会状況の変化等に対応した整備・改善を図っていく必要がある。

しかし他方、市民意見募集の結果では、地下水利用専用水道に関する項目以外の全ての項目で、「今のままでよい」とする回答が半数を超えている。このことから、現状の料金制度に関して市民から概ねの理解が得られており、大きな変更は望まれていないものと考えられる。

本委員会では、以上のような留意点を踏まえて総合的に判断し、京都市の上下水道に係る料金体系及び料金収納サービスの見直しの方向性について、意見を取りまとめた。

(2) 見直しの方向性

課題を有するそれぞれの項目について、以下に示す見直しを進めることが適当である。

ア 基本水量

小口径の給水管において、中長期的には廃止の方向を考えつつ、当面は、そこに至る通過点として、半分程度とするなど、一定の引下げを行うこと。

基本水量は、公衆衛生の維持・向上の観点などから、一定水量までの料金を定額とし、生活上必要な水を安価に供給する仕組みとして運用されてきたが、理論的な根拠を持つものではない。利用者のライフスタイルが変化し、ニーズが多様化する現在では、古い制度と言わざるを得ないものである。しかし、基本水量の全面的な廃止は、基本料金の減収・従量料金の値上げの要因となる。また、市民意見募集では「廃止（0 m³）する方がよい」とする意見は5%に過ぎなかった。これらを考慮すると、一般家庭用などの小口径について基本水量を直ちに全面的に廃止することは適当ではなく、また現実的でもない。

イ 水量区画

小水量区画においては分割、大水量区画においては統合を行うこと。

利用者が集中している小水量の水量区画を分割し、分割した水量区画ごとに逓増制に基づいて異なる単価を設定することにより、使用水量の実態に応じた、きめ細かい料金の適用が行われる。これによって、社会的資源の配分の観点から、より望ましい料金制度が実現する。一方、大水量の部分では利用者が少なく、細かく区画を区切っても、現実的な意味がほとんどない。

ウ 基本料金・基本使用料

基本料金・基本使用料への固定費の配分割合を増加させること。

上下水道事業について、水需要が減少していく中、安全、安心、安定を確保しながら長期的に事業を維持していくためには、適切な基本料金・基本使用料を設定することが避けて通れない課題となる。現状で多くの部分を従量料金・従量使用料に割り振られている固定費について、その一部を水量減少の影響を受けない基本料金に配分し直し、その確実かつ安定的な回収の仕組みを構築することが必要となっている。

エ 逓増度

他の大都市との比較も勘案し、現行の逓増度から、水道は引き下げ、下水道は引き上げること。

逓増制は、大量使用を抑制することに加え、基本料金の抑制分を大口利用者が負担する従量料金に移転する制度^{*}として機能し、その負担の程度が、逓増度として示されている。したがって、固定費の基本料金への配分割合を高め、大口利用者が負担する基本料金を引き上げる場合は、それに応じて従量料金における逓増度を引き下げる必要がある。水道については、給水管の口径別を用いて基本料金に格差を設けることが可能であるが、下水道では、そのような区別を行うことができず、基本使用料は均一とされている。このため、水道・下水道によって従量料金の逓増度の取扱いに違いが生じることになる。

^{*} この理由としては、上下水道事業の公共性から生活用水に配慮するほか、下水道に関して、需要の変動が大きい大量排出者に費用を傾斜的に配分することなどが挙げられる。

オ 地下水利用専用水道

大口径の給水管の基本料金・基本水量を引き上げ、新たな基本水量制を導入し、併せて、大水量区画における従量料金単価を引き下げること。

現行制度の枠組みを越えたところでは、負担金制度や個別需給給水契約制度などが考えられるが、その採用については、将来考慮すべき課題として引き続き検討を進めること。

現状では、地下水利用専用水道の利用者とその他の利用者の間に料金負担の不公平が生じており、何らかの対策が必要である。しかし、現行の料金体系を大幅かつ急激に変更するような制度改革は、既存の地下水利用専用水道の利用者から理解を得られず、現実的ではないと思われる。このため、差し当たりは、現行制度の枠内で対策を講じることが望ましい。具体的には、大口利用者の基本水量の調整と併せて、基本料金の部分で増額を図るとともに、従量料金の部分で逓増度を見直し、大口利用者の水利用を誘導することなどが考えられる。

京都市上下水道料金制度の在り方等についての意見書（H24.11）

カ 料金の支払方法

料金の支払方法のメニューにクレジット払を加えるとともに、口座振替割引制度など、支払方法による料金収納コストの格差に関して公平を図る仕組みについて検討すること。

クレジット払制度の導入は、料金支払に関して豊富なメニューを示し、選択の幅を広げることにつながるため、利用者にとっては望ましいものと考えられる。しかし、そのメニューの運用に新たなコストを要し、料金収納コストに格差が生じるのであれば、電気料金などの支払方法も参考にしながら、利用者間で不公平にならない仕組みを構築することが必要である。例えば、口座振替を選択し料金収納コストの節約に貢献する利用者に対しては、その節約分を、料金割引等を通じて還元することなどが考えられる。

キ 加入金

制度を継続するとともに、資産維持費と併せた検討を行うこと。

加入金は、水道法第14条第1項に定める「その他の供給条件」に法的根拠を持ち、その基本的な性質は水道施設の利用権の対価とも考えられるものである。現在も、利用者間の負担の公平性を図る観点から一定の役割を果たすとともに、水道事業の安定的経営に寄与している。しかし、収入額が新たな加入者数に左右されるため、将来的には減収が見込まれる。

ク 資産維持費

資産維持費を制度として導入すること。算入する額については、京都市における施設の改築更新等の必要性を十分に勘案するとともに、資産維持率など算定式を明示し、市民の理解が得られる水準とすること。

資産の維持は、本来、資本コストを資産維持費として料金で回収することによって図られるべきである。上下水道事業において、規模の拡大から横ばい・縮小へ、施設の整備拡張から維持管理へと時代が変化し、また、加入金収入の減少も見込まれる中、長期にわたって安全、安心、安定を確保しながら運営を継続していくためには、資産維持費を導入し、これを料金原価に算入することが避けて通れない課題になると考えられる。

令和7年度の振り返り

<財源の在り方>

第2回審議会での主な意見

第2回の審議会では、**水道事業の企業債と資産維持費**について議論



企業債

他都市と比べて高い水準にある企業債残高は、現在の水準を上げないようにすべき。企業債充当率については、50%を超えないよう留意すべき。



経営リスク

災害等への備えや金利上昇等に対する経営リスク管理の考え方も重要であり、他都市を参考に企業債残高や積立金、内部留保資金等の経営目標を設定すべき。



経営情報の発信

危機的な財政状況や安価な水道料金を維持してきた背景（企業債への依存、経営努力等）をしっかりと市民へ周知していくべき。
情報発信に際しては、京都市の魅力低下に繋がらないよう配慮が必要。



資産維持費

資産維持費の水準は、過去に財源の多くを企業債に依存してきた経過や、今後の必要な整備計画を踏まえつつ、インフラを維持するための妥当なレベル感である必要がある。



収入源の確保

様々な方法で収入確保に努めるべき。

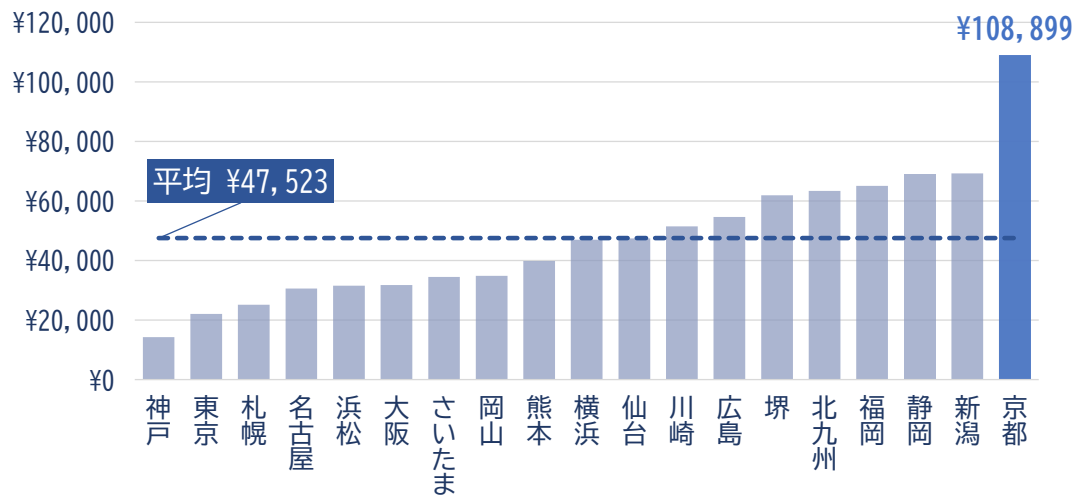
主な意見

他都市と比べて高い水準にある企業債残高は、現在の水準を上げないようにすべき。
企業債充当率については、50%を超えないよう留意すべき。

今後の方向性（案）

将来世代に過度な負担とならないよう、企業債充当率など、様々な指標を用いて経営状況を確認していくことで、可能な限り企業債発行を抑制していく。

【大都市比較（R6）】



給水人口1人あたりの企業債残高（大都市比較）（第2回資料）

主な意見

災害等への備えや金利上昇等に対する経営リスク管理の考え方も重要であり、他都市を参考に企業債残高や積立金、内部留保資金等の経営目標を設定すべき。

今後の方向性（案）

他都市の状況等を参考に新たな経営目標や基準の設定を検討していく。

<令和8年1月に実施した大都市（東京都+政令市 ※1）水道事業体への調査結果>

項目	目標又は基準「有」と回答のあった事業体数	主な内容、目標例
企業債発行	14 / 19	<ul style="list-style-type: none"> ・企業債充当率（建設改良費全体）40% ・企業債充当率（建設改良費－特定財源）50%
企業債残高	12 / 19	<ul style="list-style-type: none"> ・給水収益に対する企業債残高の割合（270%以下、400%以下など） ・経営計画最終年度の企業債残高 ※2
資金確保	10 / 19	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末残高（例）給水収益約2か月分＋予備 ・経営計画最終年度末残高（例）支出3か月分＋企業債償還資金半年分＋工事費上振れ分

※1 主に県が水道事業を実施する千葉市、相模原市を除く。京都市を含む。

※2 京都市の経営目標にも設定

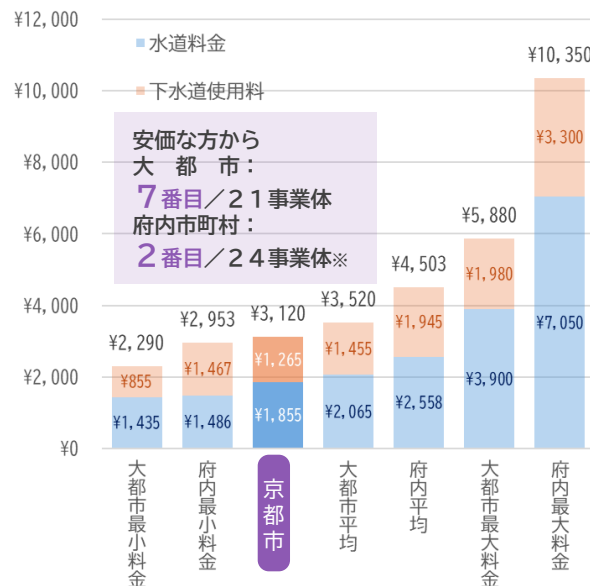
主な意見

危機的な財政状況や安価な水道料金を維持してきた背景（企業債への依存、経営努力等）をしっかりと市民へ周知していくべき。

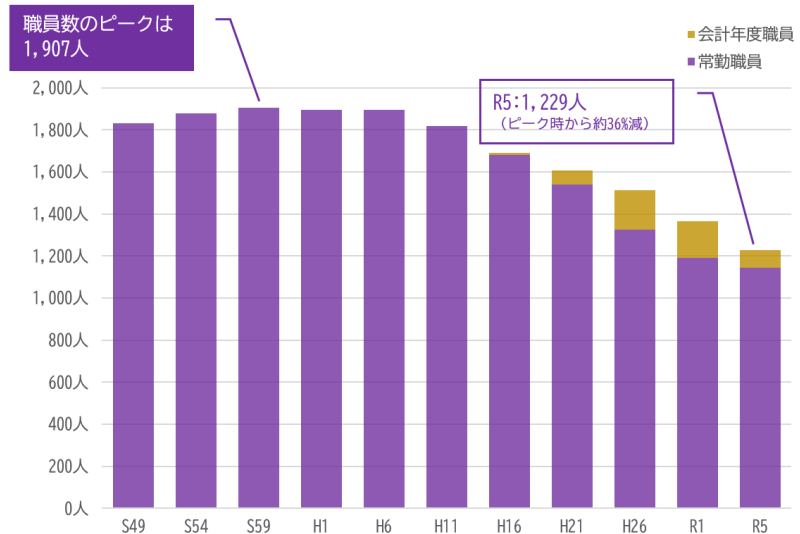
情報発信に際しては、京都市の魅力低下に繋がらないよう配慮が必要。

今後の方向性（案）

あらゆる機会を捉え、事業課題のほか本市の強みも併せて丁寧に経営情報を発信することで、市民理解の醸成に努めていく。



上下水道料金の比較（20mm・15m³/月）
※下水道事業等のない市町村を除く。



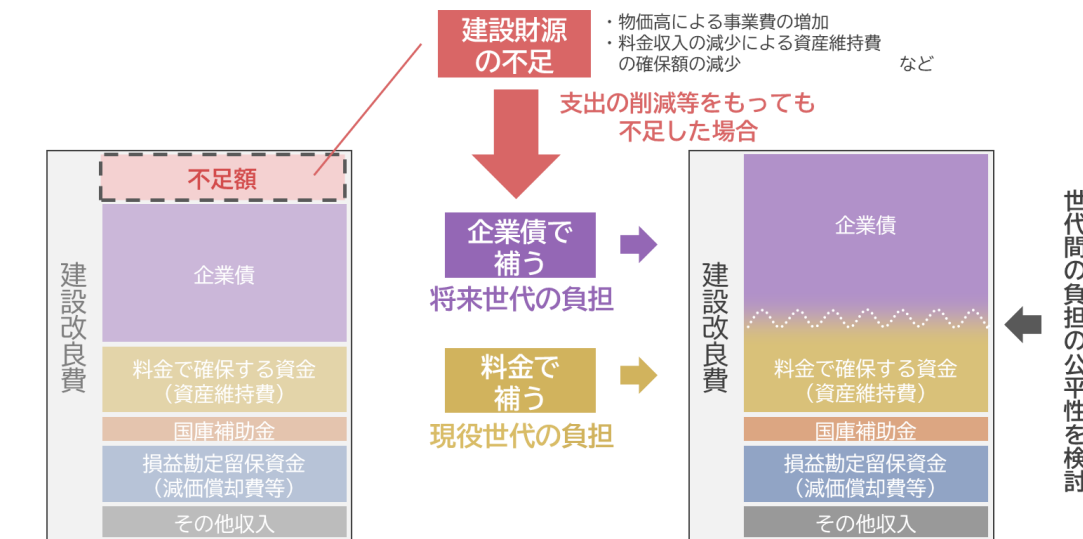
職員数の推移（第1回資料）

主な意見

資産維持費の水準は、過去に財源の多くを企業債に依存してきた経過や、今後の必要な整備計画を踏まえつつ、インフラを維持するための妥当なレベル感である必要がある。

今後の方向性 (案)

持続可能な水道事業の実現に向け、今後の事業計画の策定と併せ、企業債負担とのバランスや、**事業規模等を踏まえた適切な水準**となるよう資産維持費の在り方を検討していく。
また、資産維持費の水準については、市民の皆さまに御理解いただけるよう説明していく。



企業債と料金負担の関係 (第2回資料)

主な意見

様々な方法で収入確保に努めるべき。

今後の方向性（案）

これまでからも、様々な方法で収入確保に努めており、今後も、保有資産の効果的な活用をはじめ、料金収入以外の収入確保に努めていく。

<料金・使用料収入以外の主な収入>

名 称	収入額（R6決算）
貸付（山ノ内浄水場跡地や総合庁舎6・7階の資産活用スペース等）	約6.9億円
売却（元南部配水管理課用地）	約5.9億円
大規模太陽光発電事業	約1.5億円
水道施設維持負担金	約1.0億円
ふるさと納税	約0.5億円

第3回の審議会では、**下水道事業の企業債と積立金**について議論



企業債

人口減少が進む中、人口1人当たりの企業債残高を重視すべきではないか。
人口減少局面での企業債に依存した事業運営は将来への負担の先送りに繋がる。



積立金

建設改良積立金を20年間で400億円確保する目標の達成が厳しい見通しであり、
今後の在り方の検討が必要。



資産維持費

将来の改築更新や耐震化のための財源を確保し、安定的な経営を継続するため
に、資産維持費を明確に位置付けたうえで使用料のあるべき水準を考えるべき。



経営情報の発信

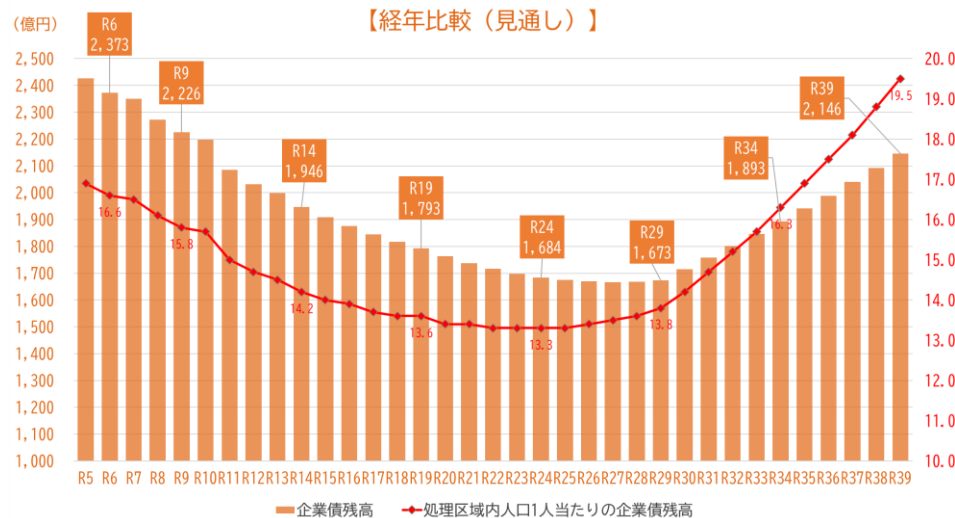
厳しい経営状況だけでなく、料金水準やこれまで実施してきたサービス面、収入確保の取組などについて、もっと情報発信をすべき。

主な意見

人口減少が進む中、人口1人当たりの企業債残高を重視すべきではないか。
人口減少局面での企業債に依存した事業運営は将来への負担の先送りに繋がる。

今後の方向性（案）

将来世代に過度な負担とならないよう、さまざまな指標を用いて経営状況を確認していくことで、可能な限り企業債残高の抑制に努める。



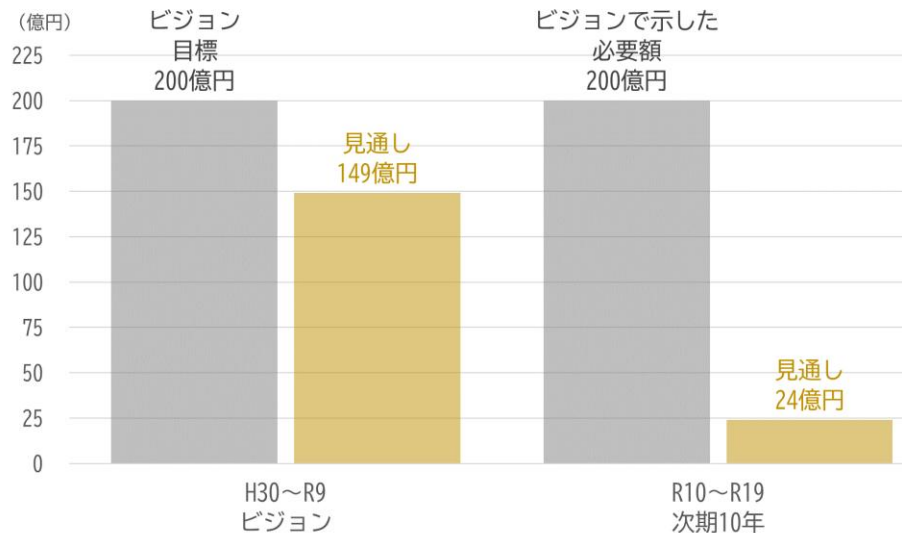
企業債残高の将来見通し（～令和39年度）（第3回資料）

主な意見

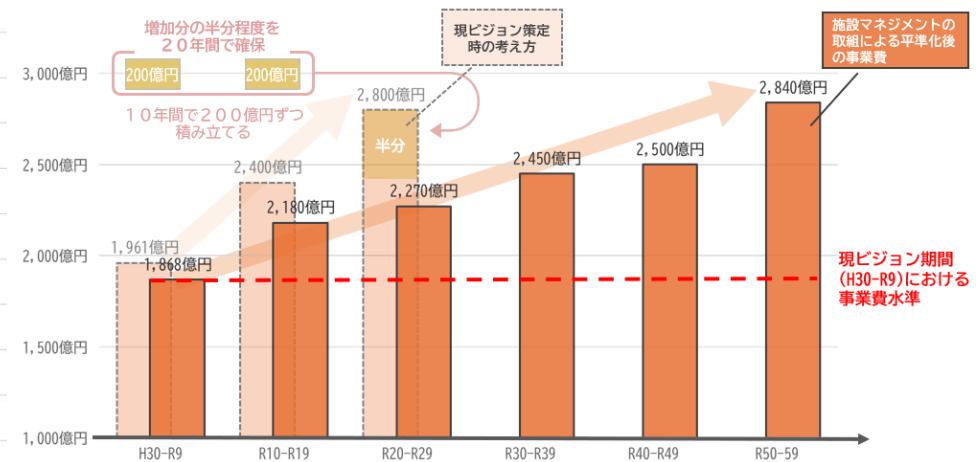
建設改良積立金を20年間で400億円確保する目標の達成が厳しい見通しであり、今後の在り方の検討が必要。

今後の方向性 (案)

施設マネジメントの検討による事業費の抑制も踏まえたうえで、積立金の在り方を検討する。



建設改良積立金の確保の見通し (対現ビジョン目標) (第3回資料)



建設改良事業費と積立金の確保 (第3回資料)

主な意見

将来の改築更新や耐震化のための財源を確保し、安定的な経営を継続するために、資産維持費を明確に位置付けたうえで使用料のあるべき水準を考えるべき。

今後の方向性（案）

今後改正される予定の法令の趣旨を踏まえ、下水道使用料における資産維持費の位置付けについて検討する。

3. 下水道マネジメントを支える基盤の強化

① 下水道の基盤強化・広域連携の推進 【下水道法】

- 法律の目的に「下水道の基盤の強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設
- 複数の下水道管理者の連携を推進するため、都道府県が広域連携推進計画を策定する制度を創設
- (本来は市町村が管理する)公共下水道を都道府県（都道府県加入の一部事務組合等を含む）が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設
- 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者連携の責務を明確化
- **改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化**

② 下水道区域の見直し 【下水道法】

- 人口減少を踏まえた下水道区域の見直し（集合処理から個別処理への転換）に必要な規定の整備



第3回審議会での主な意見

下水道

経営情報の発信

主な意見

厳しい経営状況だけでなく、料金水準やこれまで実施してきたサービス面、収入確保の取組などについて、もっと情報発信をすべき。

今後の方向性 (案)

事業の状況を総合的に理解してもらえるよう、あらゆる機会を捉え、事業課題のほか本市の強みも合わせて丁寧に経営情報を発信することで、市民理解の醸成に努めていく。



「鳥羽の藤」「蹴上のつつじ」一般公開の様子

令和8年度の主要事業

安全・安心を守るために。

将来にわたって市民の重要なライフラインである水道・下水道を守り続けるため、長期的な視点に立ち、老朽化した管路の更新をはじめとした震災対策や「雨に強いまちづくり」に向けた雨水幹線の整備等、事業を確実に推進します。

水道管路の改築更新・地震対策 142.6 億円
 老朽化した水道管路の更新 (約55km)

下水道管路の改築更新・地震対策 96.9 億円
 下水道管路の改築更新・地震対策 (約33km)

下水道管地下鉄の合計延長が約31km

事故を踏まえた対応
 昨年、埼玉県八潮市で発生した下水道に起因する道路陥没事故や本市水道管使用による漏水事故等を踏まえた対応を進めています。

水害 鉄管対策を前倒しします。
 鉄管管の調査の精度を向上
 陥没時の影響が大きい管路の対策を前倒し
 ⇒令和9年度までの解消を目指します。
※節制の目安、数値は概算。古い管路は、管径の異なる新旧の管を併用しているため、調査結果は必ずしも正確ではありません。

下水道 重点調査路線の対策を実施!
 下水道管路の重点調査 (約110km) により発見された不具合は、迅速に対応の対策を実施。
 ⇒令和12年度までに健全性を確保します。

知ってほしい! 水道・下水道のお金のコト **令和8年度予算のポイント**

ポイント 1 支出の増加
 物価高騰等により、薬品費や賃借料が大幅に増加しています。

ポイント 2 更新財源への影響
 支出の増加によって、水道管の更新等の財源となる「繰上償還債」の償還額が3年連続で減少する見込みです。

令和8年度予算の総額は、HPをご覧ください。

厳しい経営状況にあっても、市民の皆さまの生活を支える重要なライフラインである水道・下水道を守り続けるために、事業を確実に推進していきます。